

福岡県弁護士会の
人権擁護活動

2021



福岡県弁護士会

FUKUOKA BAR ASSOCIATION

序

「福岡県弁護士会の人権活動2021年版」を上梓します。

2011年に第1号を発刊し、本号で11冊目となるこの小冊子は、この1年間の当会における人権救済活動を総括し、人権擁護団体として何を行ってきたかを、県内の官公署を始めとする関係各位に分かりやすく示すことを目指したものです。

本年度は、2020年度に引き続き、新型コロナウイルス感染の拡大により社会的・経済的に影響を受けた方を対象とする無料面談相談を実施しております。また、8月に発生した豪雨災害により被災された方々を支援するため、関係各機関と協力して無料面談相談や災害ADR（当該災害に関連して発生した民事上の紛争・トラブルを話し合いにより解決するための調停制度）といったリーガルサービスを設けております。

さらに、当会定期総会において「中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言」、及び「罪に問われた障がい者に対する支援の拡大を図り、その個人の尊厳の回復に向けて活動する宣言」を行いました。日常の活動においては、年末に行われた死刑執行に対する会長声明、「低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げを求める会長声明」、「早期に民法を改正し、選択的夫婦別姓制を導入するよう求める会長声明」、「成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める会長声明」等を発し、また人権救済申立事件に対し5件の措置（勧告・要望）を実行するなど、新型コロナウイルス感染の拡大という状況に配慮しつつも、委縮することなく人権擁護・救済活動に取り組みました。

当会は、常にその時々の公権力から独立した在野法曹の集団として、公権力と対峙するところに身を置いて活動することを国民から期待される存在であると考えています。そして、弁護士法によって当会に与えられた「弁護士自治」はこの「在野性」を制度的に担保するものにほかなりません。

もっとも、弁護士自治があるからといって安穩と活動することは許されません。公権力と対峙する意識を常に高く保ち続けることが必要であることはいうまでもありません。

当会は、「弁護士自治」に安住することなく、今後も積極的に人権擁護活動に取り組んでいく所存です。

各位におかれましては、本小冊子により、当会の人権擁護活動の状況についてのご理解を頂き、各位において取り組まれている人権擁護活動の指針としてご活用頂ければ幸甚です。

2022年（令和4年）3月 福岡県弁護士会

活 動 篇

生存権をまもる活動	2
子どもの権利をまもる活動	5
両性の平等に関する委員会	7
L G B T委員会の目的・活動概要	9
高齢者・障害者の権利をまもる活動	10
精神障害者の権利をまもる活動	13
外国人の人権、国際人権に関する活動	15
消費者の権利をまもる活動	17
中小企業に対する法律支援活動	18
民事介入暴力に対する取り組み	20
行政問題に対する取り組み	21
環境問題に対する取り組み	22
法教育に対する取り組み	24
憲法問題に対する取り組み	25
刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動	27
触法精神障害者の権利をまもる活動	30
犯罪の被害者を支援する活動	31
弁護士会の人権救済活動	33
自死問題に対する取り組み	35
人権白書2022 / 情報問題対策委員会	36

資 料 篇

【会長声明等】

- ・札幌地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2021年（令和3年）4月28日発表）
- ・憲法記念日にあたっての会長談話（2021年（令和3年）5月3日発表）
- ・マイナンバーカードの義務化とデジタル関連法案に反対する会長声明（2021年（令和3年）5月6日発表）
- ・罪に問われた障がい者に対する支援の拡大を図り、その個人の尊厳の回復に向けて活動する宣言（2021年（令和3年）5月27日発表）
- ・中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言（2021年（令和3年）5月27日発表）
- ・重要土地等調査法案に反対する会長声明（2021年（令和3年）6月9日発表）
- ・現在国会で審議されている憲法改正手続法改正案に反対し改めてその抜本的な改正を求める会長声明（2021年（令和3年）6月9日発表）
- ・静岡県内における被災者支援活動に関する会長談話（2021年（令和3年）7月7日発表）
- ・低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げを求める会長声明（2021年（令和3年）7月7日発表）
- ・早期に民法を改正し、選択的夫婦別姓制を導入するよう求める会長声明（2021年（令和3年）7月7日発表）
- ・令和3年8月豪雨災害に関する会長談話（2021年（令和3年）8月16日発表）
- ・米国における連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、日本における死刑制度の廃止に向けて、死刑執行の停止を求める会長声明（2021年（令和3年）8月25日発表）
- ・成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める会長声明（2021年（令和3年）11月18日発表）
- ・「新たな訴訟手続」の新設に反対する会長声明（2021年（令和3年）11月18日発表）
- ・岡口基一裁判官を罷免しない判決の宣告を求める会長声明（2021年（令和3年）12月8日発表）
- ・死刑執行に抗議する会長声明（2021年（令和3年）12月21日発表）
- ・ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に厳しく抗議します（会長談話）（2022年（令和4年）3月2日発表）
- ・旧優生保護法訴訟において国の賠償責任を認めた大阪高裁及び東京高裁違憲判決を踏まえて、被害者の全面救済を求める会長声明（2022年（令和4年）3月16日発表）

【勧告書・警告書】

- ・福岡刑務所に対する勧告（懲罰情報告知事件）（2021年10月29日執行）
- ・福岡拘置所に対する警告（監視カメラ付き居室収容事件）（2021年10月26日執行）
- ・福岡拘置所小倉拘置支所に対する勧告（監視カメラ付き居室収容事件）（2021年10月26日執行）
- ・福岡県警察本部、福岡県南警察署及び警察庁に対する勧告（DNA型記録等抹消請求事件）（2021年8月3日執行）

生存権をまもる活動

● 生存権擁護・支援対策本部の活動

1 生存権擁護・支援対策本部設置の目的～生存権の擁護と支援

我が国では深刻な不況の中、「貧困」や「格差」が市民生活の中で当たり前存在する問題として認識されるようになるなど、市民の生存権が脅かされる状況に至るところで見られるようになりました。

(1) 2009年5月 緊急対策本部として設置

当会では、生活保護問題対策委員会、個別労働問題PT、多重債務者救済対策本部を統合し、広く、「生存権の擁護と支援」という視点からの取組みを緊急に取り組む必要があると考え、2009年5月14日、2012年5月14日を設置期限として「生存権の擁護と支援のための緊急対策本部」を立ち上げました。あわせて、同月25日開催の当会定期総会において「すべての人が尊厳をもって生きる権利の実現をめざす宣言」を採択し、以後、生存権、労働、多重債務という多角的な視点から、貧困問題への対策を進めてきました。しかし、その後も貧困問題はさらに継続・深刻化し、働いても貧困状態から脱することができないワーキングプアと呼ばれる層の拡大も進んでいます。

(2) 「緊急」対策本部から恒常的な対策本部へ

そこで、当会では、当本部の設置期限を2度にわたり延長し、貧困問題に取り組みを継続してきました。さらに2017年2月には、貧困問題はもはや恒常的な課題であるとの認識から、名称から「緊急」等を取り、「生存権擁護・支援対策本部」（以下、「生存権対策本部」と呼びます）に名称を変更しました。2020年には新型コロナウイルスの流行を受け、雇用環境、労働環境は益々悪化しており、さらに生存権擁護・支援のための活動を充実させていく必要があります。

当会は今後も、誰もが安心して働き、暮らせる社会を実現するため、市民に寄り沿う取り組みを進めていきます。

2 セーフティネットに関する取り組み

生活困窮問題の最後の砦とも言えるべき生活保護制度の運用の改善に向けた提言、保護申請の代理援助、不服申立手続の代理援助の実施、生活保護制度についての調査・研究などを行っています。

(1) 生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士制度）の運営

生存権対策本部の活動の柱である生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士）は、天神弁護士センターで受け付けた生活保護に関する相談を、生活保護制度についての研修を受けた専門弁護士に配点し、無料で相談を受けるという制度です。保護申請への同行など弁護士の支援が必要な場合には、日本弁護士連合会が実施（日本司法支援センターに委託）している法律援助事業を利用して、依頼者（相談者）の費用負担なしに、弁護士による支援を受けることが可能です。この日弁連の援助制度は、国や自治体からの補助ではなく、全国の弁護士が負担している特別会費の中からまかなわれています。

このシステムによる相談対応が生存権を擁護する観点から適切になされているかどうかについては、生存権対策本部の生活保護実務経験のある弁護士が報告書における回答内容をチェックし、内容的な運用の適切さも保持できるような運用に努めています。

(2) ホームレス施設巡回法律相談の運営

当会では、生存権対策本部を中心に、2012年1月よりホームレス支援施設（抱樸館福岡及び福岡市就労自立支援センター）に弁護士を派遣する事業を開始しました。

同相談は担当弁護士が上記施設において定期的（抱樸館福岡は毎月第4月曜日 13時～15時半、福岡市就労自立支援センターは・福岡17時半～19時半）な相談を行うというもので、担当弁護士は法テラスの法律相談援助制度を用いて相談を受けています。

(3) 法テラス福岡との共同事業 リーガル・エイド・プログラム（LAP）の運営

当会は、生存権対策本部が中心となり、福岡市及び法テラス福岡と共同で、2014年11月、福岡市内の福祉事務所で生活保護受給者・自立支援対象者を対象とした巡回相談を実施するリーガル・エイド・プログラム事業（Legal Aid Program、以下「LAP」と呼びます）を開始しました。

その後、2015年1月に久留米市、2017年3月に春日市、2018年1月に筑紫野市、同年3月に大野城市と太宰府市、2019年1月に糸島市、同年6月に宗像市、同年10月に直方市、2021年5月に那珂川市、同年7月に北九州市、同年12月に福津市で法テラス福岡（北九州市は法テラス北九州）との三者協定を締結の上、LAPの本格実施を拡大しています。また、中間市、小郡市でも試行的に実施中です。

同制度は、自治体関係者や全国の単位会からも注目を浴びており、当会は体制を整えつつ、LAP実施地域を拡大し、経済的な困窮状況にある方々への安定的なリーガルサービスの普及に努めていく方針です。

3 労働問題への取り組み

労働者の労働する権利を確保するため、生存権擁護という視点から、労働問題への取り組みを進めています。具体的には、正規労働者や非正規労働者向けのホットライン・法律相談会の実施、労働基準監督署への申告の同行援助、労働問題に関するシンポジウムや研修会の実施などを行っています。

また、労働者がより気軽に弁護士に相談できるように、2012年10月1日より、無料労働相談窓口を設置しました。無料労働相談窓口を通じて申し込まれた労働者側からの相談については、労働問題を専門的に取り扱うことのできる弁護士が対応いたします。

4 多重債務問題への取り組み

多重債務の悩みを抱える方向けのホットラインや奨学金ホットラインなどを行っています。また、政府の多重債務者対策に関連し、実際にこれらの施策を担当する地方自治体との協議なども行っています。

● 2021年の活動

1 生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

制度が発足した2009年3月以来、毎年多くの相談が寄せられています。2021年（同年1月～12月）の相談件数は117件（福岡77件、北九州33件、筑後4件、筑豊3件）でした。生活保護支援システムについては毎年名簿登録研修を行っており、2021年も12月に実施しました。名簿登録の弁護士数は248名（2022年2月17日現在）です。

2 ホームレス施設巡回法律相談

年間（2021年1月～12月）22件の相談を受け付けています（年間相談回数は抱樸館福岡は12回、福岡市就労自立支援センターは2020年4月以降は各法律事務所での相談に切り替えられました。）。本相談の名簿も毎年名簿登録研修を行っており、直近は2020年12月に実施しました。ホームレス施設巡回相談名簿の登録弁護士数は14名（2022年2月17日現在）です。

3 リーガルエイドプログラム（LAP）

リーガルエイドプログラムも毎年名簿登録研修を行っており、2021年も12月に実施しました。ふくおかリーガルエイドプログラムの名簿登録弁護士数は46名（2022年2月17日現在）です。

4 さまざまな相談活動、ホットライン

(1) 12月2日 10時～20時 全国一斉 解雇・失業・生活相談ホットライン

コロナ禍のため急遽実施した無料電話相談会で、延べ12名の弁護士が相談を担当し、16件の相談を受けました。

(2) 12月9日 10時～20時「全国一斉生活保護ホットライン」

毎年開催している無料電話相談会で、今年度は延べ11名の弁護士が相談を担当しました。今年度は14件の相談が寄せられました。相談内容としては

- ・申請後、申請以前に亡くなった父親の遺産分割協議の連絡が来た。CWからは、分割後に保護を廃止し、そのお金で生活してもらうことになる」と説明を受けた。102万円分割金を貰ったことを報告すると、CWから申請時の保護費から全額返してもらう必要があると言われた。
- ・トラック会社で働いていたが、コロナで会社が潰れた。土木の仕事で働いた。去年の8月に生活保護受給。仕事を探しているが見つからない。大家から何故働かないのかと言われた。
- ・若い頃から調理関係の仕事をしてきた。コロナで失職。債務整理（任意）をしてもらったが、その支払もままならなくなっている。このところ年末の繁忙期のため、週三回くらいの臨時の仕事にありついているが、来年1月からそれも無くなる見込み。総合支援資金（？）合計60万円位貸し付けてもらい一息ついてたがどうしたらよいだろうか。
- ・コロナで失職した。どうしたらよいだろうか。
- ・保護費が少なくて生活が大変。少しでも増やしてほしい。等がありました。

(3) 各種相談会の実施 2015年6月から北九州市屋外相談会を実施しています。

5 その他の活動～生活保護Q&Aの改訂・書籍化

生存権対策本部では生活保護問題を担当する弁護士が生存権擁護の観点からより良い対応をできるように生活保護問題における頻出の問題について作成していたQ&Aにつき、ベテランの本部員、若手の本部員が共同でQ&Aを最新の知識を元にアップデートし、2020年出版にこぎつけ、好評をいただいております。

本部会議においては、後半パートとして、不定期ではありますが、本部委員が経験した事例を報告して、情報・意見交換をしており、実践的な知識をアップデートできるよう努めています。

6 最後に

生存権を擁護するための活動は多岐にわたっており、年々課題は増すばかりですが、当会では、弁護士の立場から「市民の命と生きる権利を守る」活動を、行政機関や民間団体などと適宜連携しながら、今後とも地道に実践していきます。

子どもの権利をまもる活動

● 子どもの権利委員会の活動の概要

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子どもの生活が保障され、良い環境の中で大人の愛情を受けて育つことが不可欠です。しかし、ここ数年増加している児童虐待事例を見ても明らかに、この日本においても、劣悪な環境の中で、愛情を知らずに生きている子どもがたくさんいます。子どもたちが権利の享有主体として、自己の価値を肯定的にとらえ、健やかに成長していける社会、そのための様々な活動を行っていくのも、私たち弁護士の仕事です。

子どもの権利委員会では、後述する少年事件での付添人活動のほか、①保護者から虐待を受けている子どもを救済したり、親と暮らすことができない子どもへの支援を行うなどの子どもの福祉に関する諸活動、②学校内における様々な人権侵害事例に対する救済のための諸活動、さらに、③国連子どもの権利条約の精神に基づいた子どもの人権の啓蒙活動など、子どもの権利にまつわる多種多様な問題に取り組んでいます。

児童相談所への法的支援

子どもの福祉を図るための中心的な機関である児童相談所（福岡県6か所、福岡市、北九州市に各1か所）と連携し、特に児童虐待の通告件数の増加に伴って生じる児童に関する法的問題に、専門的な立場から法的なアドバイスを行ったり、司法手続きに関与したりします。2011年4月に、全国で初めて、福岡市の児童相談所に弁護士（当会所属）が常勤職員として配置されたのに続き、2017年には、福岡県の児童相談所に常勤弁護士が、北九州市の児童相談所に非常勤弁護士が配置され、2021年にも福岡県の児童相談所に常勤弁護士が配置されました（いずれも当会所属弁護士）。これに加えて、福岡県の児童相談所には、弁護士17名で構成する弁護団が県との間で契約を締結し、常勤弁護士をフォローする形で相談への対応や法的手続申立ての際の代理業務を行っています。昨年度からは、各児相で週1回行われる受理会議に、毎週（一部の児相は隔週で）弁護士が出席する体制をとっています。また、福岡市の児童相談所においては、非常勤弁護士が週に1回（2名で交代）勤務し、さらに、契約により弁護士が法的手続きの代理人に就任しています。

子どもの代理人活動

保護者からの虐待など、権利侵害を受けている子どもの権利を保障するために、弁護士が子どもに代わって法的手続きや関係者との交渉を行うのが子どもの代理人活動です。当会では、日弁連「子どもに対する法律援助事業」を利用した子どもの代理人活動が活発に展開されています。

● 2021年の活動

学校の直面する問題を知る活動

2010年に実施したシンポジウム「体罰について考える」を契機に始まった福岡市教育委員会との意見交換会は、学校現場で教師が直面する問題について私たち弁護士が知る重要な機会となっています。いじめや体罰に関する判例をもとにした意見交換、現場で教師が対応に困難を抱えている事例の検討等を行っています。また、教職員向けの研修の講師として、学校における法的問題への助言なども行っています。

また、昨年度は、中学校の校則の実態について調査・検討を行いました。シンポジウム「これから

の校則」を実施し、校則が生徒の自己決定権を過度に制限している状況にあることを指摘し、校則の見直しに向けて意見書を発表しました。この意見書の発表が、2021年7月の福岡市立中学校校長会の「よりよい校則（生活のきまり）を目指して」の策定につながり、現在、中学校での校則見直しが進んでいます。

校則問題についての取り組みは、今後も引き続き行っていきます。

子どもの人権110番

子どもの抱える問題について弁護士が直接相談に乗るために、毎週土曜日、子どもの人権110番を実施しています。今後、効果的な広報を行い、子どもたちが気軽に相談できる窓口として知ってもらうように努めていきます。

改正少年法（成年年齢引下げに関連するもの）の運用を監視する活動

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、少年法も改正され、18歳及び19歳の少年は、「特定少年」として少年法上特別の扱いを受けることになりました。改正少年法は、2022年4月1日から施行されます。

これまで、福岡県弁護士会は、少年法適用年齢引下げは、18歳及び19歳の非行のある子どもの立ち直りの機会を奪い、非行や犯罪の増加をもたらすおそれもあるものであるとして、少年法適用年齢引下げに反対し、18歳及び19歳の非行のある子どもについても、少年法上従前と同様の扱いをすべきであるとする活動を継続してきました。

これに対し、改正少年法は、18歳及び19歳の少年を「特定少年」として扱うこととし、特定少年については、原則逆送事件の拡大、逆送された少年に対する推知報道禁止の解除、保護処分の限定化などの取扱いの変更を定めており、運用次第では、少年法の適用年齢を引下げた場合と実質的に変わらない結果をもたらすおそれのあるものと考えられます。

そのため、福岡県弁護士会は、改正少年法の運用により、18歳及び19歳の非行のある子どもの立ち直りの機会が奪われることのないよう、裁判所や関係機関の実際の運用を監視しつつ、必要に応じて適切な運用を求めるなどの活動を行っています。

その他の子どもの権利擁護活動

例年、横浜弁護士会、大阪弁護士会、沖縄弁護士会など、他県の子どもの権利委員会と共同で児童虐待の学習会を開催しています。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止せざるを得ませんでしたが、本年度は、zoomを利用したリモート形式で開催しました。

2013年6月、いじめ防止対策推進法が公布されました。同法は、いじめ防止に関する措置及び重大事態への対処を柱としています。法に基づいて設置される各自治体の調査委員会や専門委員会の委員に弁護士を推薦し、重大事態への対処及び同種事態の再発防止に関し専門的知識に基づく対応が可能となるよう役割を果たしていきます。

生まれたときに出生届けが出されず、戸籍を持たない人がいることが問題となっています。そうした人の戸籍取得を手助けするために、法務局と連携して、相談や法的援助を行う取り組みを進めています。

弁護士による児童生徒向けのいじめ予防授業も行っています。今後、教材開発や講師派遣の体制をさらに整備し、実施していく予定です。

両性の平等に関する委員会

● 両性の平等に関する委員会の目的・活動の概要

当委員会は、個人の尊重、男女平等の見地から、女性の地位・権利や現行法制の改善に関する調査・研究、女性にかかわる重大な人権侵害や差別に関する具体的事実の調査・研究と、それに基づいて適切な措置をとることを目的として設置されました。また、男女共同参画社会の実現を目指す観点から、真の両性の平等の実現を目指すことも目的としています。調査・研究活動の成果は、会長声明など当会の対外的意思表示に反映されています。

女性の人権については、1975年の国際婦人年以後、国際的には高いレベルの議論が積み重ねられて来ましたが、日本では、性差別や両性間の格差の解消が依然として進まず、国連女性差別撤廃委員会等から、国際的に勧告の対象となっている現状です。

当委員会の活動は、これら差別や格差が残存し、あるいはそれら差別や格差を生む背景となる制度・慣習などに対応した分野に亘り、ジェンダーバイアスや女性に対する暴力を含めた社会全般の問題や、家族問題、福祉・教育問題、労働・雇用問題などに亘ります。

具体的には、今日問題になっているセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについて、基本的考え方や実務的ノウハウを提供すると共に、ジェンダーの問題、特に私達弁護士を含めた司法におけるジェンダーバイアスやその他の性差別について、声をすくいあげ、調査研究や弁護士会への提言などを行なっています。

その一環として、当会性別による差別的取扱等の防止に関する規則に基づく、会員向けの研修を担当しています。

また、男女共同参画の観点から、弁護士会においても、率先して、男女間の家庭責任の偏りを解消する働きを担うべく、家庭責任と両立しやすい業務のあり方を提案しています。なお、子育て中の会員が参加しやすいよう、当委員会では、委員会開催を夕方ないし夜ではなく、日中の時間帯に開催しております。会議にはオンラインミーティングシステム（「Zoom」）を併用し、会館・オンラインのいずれでも参加できるようにしています。

対外的には、毎年6月の男女共同参画週間を中心に、広く女性の抱える問題全般について取り扱う「女性の権利ホットライン」、通年で、福岡県と共催しての「養育費・ひとり親110番」などの電話相談を実施しています。

また、自治体への講師派遣や、男女共同参画や女性に対する暴力防止など関連分野の委員への適任者の推薦も行なっております。

● 2021年の活動

① 女性の権利ホットラインの実施

毎年恒例の日弁連との共催企画「女性の権利ホットライン」（昨年度までは「女性の権利110番」）を6月23日から30日まで実施しました。

昨年度に引き続き、今年度も、全県にて、各自治体または男女共同参画センターとの共催にて実施し、全体で80件の相談が寄せられました（福岡地区：福岡県男女共同参画センター（あすばる）、福岡市男女共同参画センター（アミカス）、大野城まどかぴあ男女平等推進センター、北九州地区：

北九州市男女共同参画センター（ムーブ）、ハートピアぶぜん、筑後地区：久留米市男女平等推進センター（えーるピア）、大牟田市女性センター、筑豊地区：田川市男女共同参画センター（ゆめっせ）、直方市男女共同参画センター（えみくる）。

また、北九州地区においては、11月にも、上記ムーブと共催し、電話相談を行ないました。

② 女性弁護士による社外役員候補者名簿作成及び提供事業

「社外役員の選任」と「女性役員の登用」の双方が要請される中、その解決策となる女性社外役員選任を後押しすべく、当会において、2015年1月より、女性弁護士による社外役員候補者名簿を作成し、企業への提供事業を行ってきました。2021年7月からは新たに当会に設置された男女共同参画推進本部に移管されています。

③ 会内業務における男女共同参画、ワークライフバランスの検討

委員会開催時間は、日中（15：30～17：00）にしています。

研修、特に各種登録に必須の研修につき、日中時間帯の設定を得られつつありますが、今後も、会内の理解を得られるよう取り組む予定です。

④ 性別による差別的取扱禁止の研修を担当（倫理研修・新規登録時研修）

性別による差別的取扱等の防止に関する規則に基づく倫理研修時のセクシュアル・ハラスメント等の防止研修として、倫理研修、新規登録時研修、三年目研修の講義を担当しました。

2021年度は、倫理研修が性差別防止をテーマとして実施されることとなり、当委員会とLGBT委員会を中心に、寸劇を交えた研修動画を制作しました。

⑤ DV被害者支援制度

2013年に犯罪被害者支援に関する委員会と共同で創設したDV被害者相談制度を引き続き実施しています。これに伴い、相談担当者の新規登録及び名簿登載者のステップアップを目的とした会内研修を定期的を実施することとしています。

⑥ 「来たれ！リーガル女子」のイベント実施

2019年度より、法律家を志す女性を増やす取り組みの1つとして、女子中高生とその保護者・教員を対象とした「来たれ！リーガル女子」企画を実施してきました。昨年度は感染症対策の観点から全面オンライン開催でしたが、今年度は会場とオンラインのハイブリッド開催とし、男女共同参画推進本部と協力して実施しました。

⑦ 対外広報活動

弁護士会の対外広報活動の一環として、西日本新聞のコラム「ほう！な話」の執筆を3回担当し、上記「女性の権利ホットライン」（6月、11月）やDV被害者相談制度の広報を兼ね、女性の抱える問題につき、解決機関としての弁護士会を紹介しました。また、KBCラジオ「PAO～NI」で、「性の平等と多様性」をテーマにマンスリー出演を担当しました。

⑧ 養育費・ひとり親110番の実施

ひとり親家庭の貧困が深刻な問題となっている現在、福岡県がひとり親家庭支援のための事業として2018年度から取り組みを開始した「養育費110番」無料電話相談が、2019年度より「養育費・ひとり親110番」として、毎月開催になりました。これに毎回、相談担当者を派遣し協力しています。

⑨ 男女共同参画基本計画実行の取り組み

福岡県弁護士会男女共同参画基本計画を実施するために、委員会内にチームを作り、毎月会議を行い取り組んできました。

今年度は、ワークライフバランスについて執行部との懇談会、セクシャルハラスメント等の相談

窓口についての周知文書の配布などを実施しました。

今後は、男女共同参画推進本部が中心となって施策を進めていくこととなりますが、当委員会も関連委員会として協力をしていく予定です。

⑩ 会長声明の発出

2021年2月（2020年度末）に「東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会会長の女性差別発言に抗議し、すべての個人が尊重される社会の実現を目指す会長声明」を、同年7月に「早期に民法を改正し、選択的夫婦別姓制を導入するよう求める会長声明」を、それぞれ発出しました。

⑪ その他、関連課題に対する対応

日弁連または九弁連の関連委員会委員と連携して、情報共有に努めています。

LGBT委員会の目的・活動概要

当委員会は、LGBTを始めとする性的マイノリティ当事者（以下、単に「LGBT」と言う。）が抱える法的問題に対応するとともに、LGBTに対する差別・偏見を解消し、真に個人が尊重される社会の実現を目指して、LGBTに関する相談事業等を実施するほか、LGBTに関する問題について、調査、研究、提言及び啓発その他の活動を行うことを目的として2018年に設置されました。

現在まで行っている具体的な活動は、LGBTに関する相談に対応するための電話相談窓口の設置・運営、LGBT関連イベントへの参加、会員向け研修の実施等です。

LGBTに関しては社会的に認知が広がりつつあり、それに伴って今後は当委員会の活動分野も広がっていくと思われます。

● 2021年の活動

福岡市との共同事業としてLGBT電話相談窓口の設置

当会では、2017年9月から独自の事業としてLGBTに関する相談に対応するための電話相談窓口（以下、「LGBT電話相談」と言います。）を設置していましたが、福岡市と協定を取り交わし、2018年4月からは福岡市と当会との共同事業として実施することになりました。

2018年11月から独自事業として開始した土曜日の電話相談についても、2019年4月からは福岡市との共同事業となりました。

その結果、現在では、福岡市との共同事業としてのLGBT電話相談は第2木曜日と第4土曜日の月2回実施しております。

九州レインボープライドに出店

2021年11月6日・7日に九州レインボープライドが開催されました。これは、日本各地、そして世界各地でも行われるLGBTを社会にアピールするためのイベントの九州版です。リアル会場での開催が行われた一昨年度の来場者は1万2000人でした。

当委員会では、2016年から同イベントに出店しており、本年も7回目となる出店を行いました。

本年は昨年に引き続きオンラインでの開催であったため、臨時電話相談を実施したほか、ウェビナーによるシンポジウム「誰もが幸せになれる学校」を開催しました。シンポジウムには40名を超える参加がありました。

会員向けLGBT研修の実施

2021年9月29日に開催された倫理研修のうち、「LGBT当事者からの相談」パートを担当しました。今回は倫理研修でしたので、LGBT関連の研修に参加された経験のない会員も含めて、多くの会員に視聴していただくことができました。

また、2022年2月には、福岡で主に24歳以下のLGBTQの支援活動をしてこられ、現在は東京に拠点を移してProud futuresの共同代表として活動を続けておられる小野アンリ氏と向坂あかね氏を講師に迎え、LGBT相談員研修を実施する予定です。

LGBTはありふれた個性であることからすれば、会員が接する相談者や依頼者が当事者である可能性は当然存在します。会員がLGBT当事者からの相談にも適切に対応できるよう、会員に対する情報提供を今後も継続的に行っていく予定です。

高齢者・障害者の権利をまもる活動

● 高齢者・障害者等委員会の目的・活動の概要

「高齢や障がいという状態の中で、人として質の高い暮らしを続けていくために社会にある障壁を取り除いていく。」

これは、今世紀における大きな社会的テーマのひとつです。

高齢者・障がい者の前には、ときに福祉サービスの受給手続の難解さや、高齢や障がいに伴う判断能力の低下、それを狙った悪徳商法、あるいは親族による身体的・経済的虐待など、様々な困難が立ちまわります。

高齢者・障害者等委員会は、このような障壁を取り除き、高齢者・障がい者が、その能力を活用して、自分らしく生きることを支援するための活動を続けています。

高齢者・障害者等委員会は、福岡県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」や、公益社団法人福岡県社会福祉士会との共同による「福岡高齢者・障害者虐待対応チーム」などを通じて、様々な形で活動を行っています。

各種相談

▶ あいゆう無料電話相談（福岡・筑後地区）

- (1) 従来から、行政機関、福祉施設等において福祉業務に携わる方々を対象とした無料の電話相談を行ってきました。福祉の現場における疑問に対し、法的な見地からアドバイスをしています。担当者を通じて、適切に被害を訴えることのできない高齢者・障がい者を発見し、支援することも目的としています。

電話での申込受付後、原則24時間以内（筑後地区は48時間以内）に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行います。

- (2) あいゆう電話相談では、高齢者や障がい者ご本人、あるいはそのご家族などからの相談にも対応しています。体が不自由な方でもお気軽にご相談いただけます。

福岡地区は、毎週火曜日と金曜日の午後1時から4時ま

で、筑後地区は毎週木曜日の午後1時から4時まで、担当弁護士が法律相談センターに待機し、無料の電話相談を行っています。また、福岡地区では、上記以外の日時でも、平日の午前10時から午後4時までの間にお電話をいただければ、原則24時間以内に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行います。

電話相談の結果、担当弁護士において面談して相談を受ける必要があると判断すれば、面談担当弁護士による後記の来所相談（原則有料）・出張相談（福岡地区は初回1回のみ無料）等をご利用いただくこともできます。

▶ 面談相談

1 来所・来館相談（福岡・北九州・筑後・筑豊地区）

来所相談は、上記電話相談の結果、高齢者・障がい者を対象として、相談者が弁護士の法律事務所を訪れて行う面談相談です（福岡・筑後地区のみの取り扱いとなります。）。

来館相談は、相談者が当会の法律相談センターを訪れて行う面談相談です（事前予約制、福岡地区では来館相談は実施していません）。

来所・来館相談は、弁護士が直接面談しますので、電話では分かりづらい事柄についても、より踏み込んだアドバイスを受けることが可能です。

相談料は30分5000円（消費税別）ですが、法テラスの援助要件に該当する場合は無料ですので、事前に確認されると良いでしょう。

2 出張相談

来所・来館が困難な方を対象として、弁護士が相談者の自宅や施設等を訪れて行う面談相談です。体が不自由などの理由で法律相談センター等に出向くことが困難な方でも、弁護士との直接面談によるアドバイスを受けることが可能です。

お一人につき1回まで無料で出張相談が可能です（原則として福岡地区の取り扱いとなります。）。また、法テラスの援助要件に該当する場合も無料です。

家庭裁判所に対する成年後見人等候補者推薦制度

高齢や障がい等の事情によって判断能力が十分でない方を支援するため、福岡家庭裁判所本庁と協力し、家庭裁判所が弁護士を成年後見人等に選任する際の候補者名簿を作成し、候補者を迅速に推薦しています。また、家庭裁判所が弁護士を不在者財産管理人・相続財産管理人に選任する際の候補者も推薦しています。年間約100名近い推薦を行っており、概ね1週間以内の人選と推薦が可能となっています。

福岡高齢者・障害者虐待対応チーム

公益社団法人福岡県社会福祉士会と協力し、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法に基づく市町村等の活動・施策をサポートするために、各自治体との契約に基づき、自治体のケース会議等に弁護士と社会福祉士をペアで派遣しています。また、契約自治体の高齢者や障がい者問題に関する研修などの講師派遣も行っております。

あいゆう研修

毎年1回、弁護士以外にも、社会福祉士、行政機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者・医療機関の方々など、福祉に関係する様々な職種の方々も参加可能な形で、高齢者障がい者福祉や権利擁護などをテーマに、専門家による講義形式の研修を開催しています。毎回約100名以上の方々に参加いただいております。

地域包括支援センターとの連携

福岡市及びその周辺自治体の地域包括支援センターの職員の方々等との連携を図るために、消費者被害対策研修等を行うとともに、お互いに顔が見える関係を作っています。2017年からは、担当弁護士が地域包括支援センターを定期的に巡回して相談を受けたり、地域包括職員から電話相談を受けることで、高齢者やその支援者からの相談に対応する地域包括支援センター連携相談事業を開始しました。

北九州部会では、北九州市との間で、高齢者・障がい者、子ども、DVの3部門に関し「虐待対応包括協定」を締結し、同協定に基づく事業の一環として、1か月に1回程度、各区役所に弁護士が出張し、地域包括支援センターの職員の業務に関する無料サポート相談を実施しています（相談内容は虐待関係に限られません）。

障がい者基幹相談支援センターとの連携

障がい者に関しても、福岡市障がい者基幹相談支援センター等と連携し、弁護士にスムーズに相談できるような体制の整備を進めています。2015年からは福岡市との間で、担当弁護士が基幹相談支援センター等を定期的に巡回してケース会議に参加したり、基幹職員等から電話やメール相談を受けることで、基幹相談支援センター等の職員の業務をサポートする基幹相談支援センター等業務支援事業を開始しました。2020年からは那珂川市との間でも、基幹相談支援センター等業務支援事業を実施しています。

福岡市医師会とのパートナーシップに基づく勉強会

福岡県弁護士会と福岡市医師会とのパートナーシップ協定に基づき、高齢者・障がい者の医療・介護に関する法的問題について、弁護士向け・医師向けの定期的な研修会を企画・実施しています。

中核機関との連携

成年後見制度の利用促進のために各市町村等に設置された「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」（＝中核機関）とも連携し、中核機関の業務に協力する体制の整備を進めています。

● 2021年の活動

アウトリーチ活動の強化

高齢者や障がい者にとって、弁護士の元に相談に行くこと自体が大変な労力を必要とすることから、弁護士が積極的に要支援者のもとに出向くなどして法的サービスを提供するいわゆるアウトリーチ活動を強化しています。

例えば、法テラスと連携して、電話相談や出張を含む面談相談（上記のあいゆう電話・面談相談）や、生活保護課など福祉関係機関への情報提供や出張を含む面談相談を行う活動（弁護士ナビゲーション）などを実施しています。また、高齢者については、上記の地域包括支援センター連携相談事業を、春日市及び那珂川市で実施しています。北九州においても遠賀4町、行橋市、豊前地域と協定を締結し、地域包括支援センターの職員の業務に関する無料サポート相談を実施しています。障がい者についても、基幹相談支援センター等業務支援事業を、福岡市及び那珂川市で実施しています。

弁護士のスキルアップのための研修の実施

高齢者障がい者関係名簿（あいゆう電話・面談相談、弁護士ナビゲーション、成年後見人等候補者推薦の各名簿）の登録研修、福岡高齢者・障害者虐待対応チームの登録研修、あいゆう研修など、各

種の研修を行い、弁護士のスキルアップを図って高齢者や障がい者の権利擁護活動に多くの弁護士が関われるよう進めてきました。

中核機関との連携

各市町村等に設置された中核機関との間で、連携・協力する体制の整備を進めています。

精神障害者の権利をまもる活動

● 精神保健委員会の目的及び活動の概要

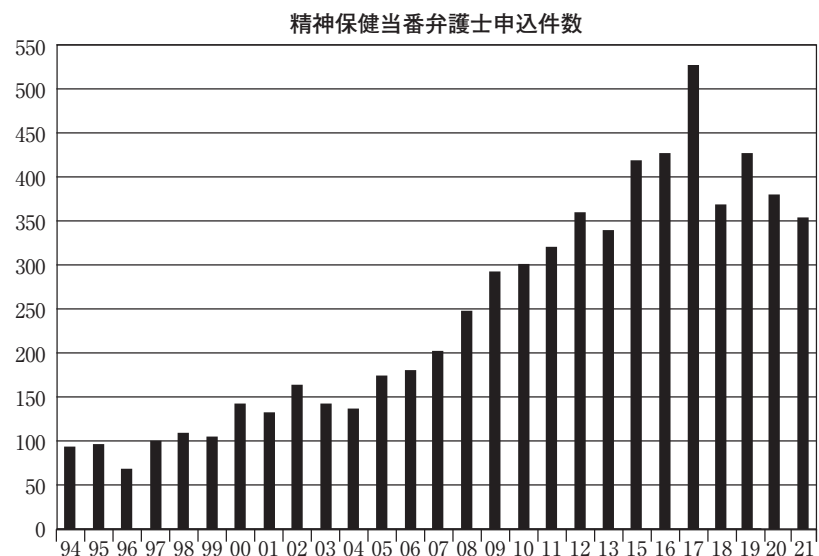
精神科病院等の入院患者には弁護士にアクセスする権利が保障されています（精神保健福祉法）。当会では、精神保健委員会を設けて、弁護士に課せられた責務を果たして精神障害者の権利を実効的に保障するために、入院患者等からの援助申込に対して弁護士を派遣する精神保健当番弁護士制度を運営するとともに、精神医療の改善・社会復帰の促進を含む精神障害者の人権保障を促進するための調査、研究、提言等の諸活動を行っています。

わが国の精神疾患の患者数は、近年400万人前後の水準となっており、国民の4人に1人が生涯にうつ病等の気分障害、不安障害又は物質関連障害を経験すると報告されています。精神疾患は、もはや生活習慣病と同じく、誰もがかかりうる病気となっています。

ところが、精神疾患の患者に対しては、特別の法制度の下で患者の意思に反する入院を強制されるということが少なくありません。しかも、その入院が長期に及ぶケースも数多く認められています。このような立場に置かれている精神障害者の人権をいかにして守っていくかということは、私たちの社会の重要な課題となっています。

このような状況のもと、当会は、1993年7月1日、全国初の取り組みとして精神保健当番弁護士制度を発足させました。同制度では、精神科病院の入院者の要請により、弁護士がその入院先へ赴いて法律相談を受け、さらには相談に引き続いて入院者の代理人となり精神医療審査会への退院請求や処遇改善請求を行うなどしています。

そして、このような精神保健当番弁護士制度を長年続けてきたことにより、県内外の精神保健関係者と良好な信頼関係を築きあげ、さらには精神医療審査会の審査活動を活性化させて、他県と比べても突出した件数の退院や処遇改善の審査結果をもたらすという実績をあげるようになりました。



● 2021 年の活動

精神保健当番弁護士の活動実績

福岡県内の精神科病院の入院者から電話等での連絡があれば、精神保健当番弁護士が入院先等での出張相談を行います。2020年4月1日現在、400名の弁護士が精神保健当番弁護士として登録されています。

2020年度の集計では、年間に353件の出動申込を受け、うち321件で相談が実施されています（その他は、出動前に申込の取下げがあった場合などです）。

上記の相談実施後に弁護士が入院者の代理人となって活動した件数は103件で、相談件数の約32.1%となっています。このように相談活動から代理人活動への移行割合は増減するものの上昇傾向にあり、精神保健当番弁護士が入院者の権利保障のために活動を行う場面が広がっています。

そして、このような相談活動や代理人活動の結果、退院や処遇改善などといった申込者の希望を実現することができた件数は57件で、相談件数の17.8%に及びました。

九州弁護士会連合会（九弁連）における「精神保健に関する連絡協議会」の設置と精神保健当番弁護士制度の広がり

2012年10月26日に開催された九弁連定期大会において、「入院中の精神障がい者の人権救済のための法的援助活動を積極的に推進する決議」が採択されました。この決議に基づき、九弁連において「精神保健に関する連絡協議会」が設置され、同制度の実施拡大に向けた取り組みを行っています。

九弁連では、2017年度に8単位会全てで同制度が動き出し、継続的に同制度を全国的に広げる活動を行っています（2020年度、2021年度はコロナ禍のため実開催こそ難しかったものの、リモートでの協議を継続中）。2021年度に開催された岡山での人権擁護大会に併せ、岡山県弁護士会及び中国弁連との共催で、全国精神保健担当者会議を主催する等、制度の充実を図る活動を行っています。

今後とも九弁連での広がりを確かなものとしながら、さらに全国的に同制度を広げ、精神科病院に入院中の方が等しく手続的な保障が受けられるよう頑張ります。

精神医療審査会や精神福祉審議会での活動

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、精神科の入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行う機関です。また、精神保健福祉審議会は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議するために設置された会議体です。

2021年度、当会の弁護士は、以下のとおり、精神医療審査会や精神保健福祉審議会の委員として活動しました。

- 福岡県精神医療審査会 委員 3 名
- 福岡市精神医療審査会 委員 4 名、予備委員 3 名
- 北九州市精神医療審査会 委員 2 名、予備委員 2 名
- 福岡県精神保健福祉審議会 委員 1 名
- 福岡市精神保健福祉審議会 委員 1 名
- 北九州市精神保健福祉審議会 委員 1 名

今後も、各精神医療審査会において精神障害者の人権に配慮したより活発な議論がなされるよう活動していきます。

外国人の人権、国際人権に関する活動

● 国際委員会の目的・活動の概要

国際委員会は、①国際人権・人道法に関する調査・研究を行い、具体的な活動を企画して実行していくこと、②外国の法律家などと国際交流をすること、③在留外国人に対してリーガルサービスを提供すること等を目的として設置されています。

人権活動としては、主として上に述べた③に関することとして、「外国人無料法律相談」や「通訳人の紹介事業」を行っています。2016年度からは福岡出入国在留管理局での被収容者に対する出張相談制度を開始しました。また、①に関することとして、「個人通報制度の実現」や「国内人権機関の設置」への提言があげられます。

外国人無料法律相談

外国人無料法律相談は、2001年から始まり、毎月第2、第4金曜日の午後1時～4時に行っています（予約受付は同日午前10時から）。第2金曜日には中国語と韓国語の通訳が、第4金曜日には中国語と英語の通訳が待機しています。その他の言語についても予約時に希望されればできるだけ手配します。毎年約50～70人の様々な国籍の外国人が相談に訪れ、入管・在留手続、結婚・離婚、労働、交通事故など様々な法律問題についてアドバイスを受けています。

この相談を担当する弁護士や通訳人の日当は、すべて弁護士会の負担でまかなっています。当会がこのような活動を行っている理由は、多くの外国人は日本の法律制度についての知識が乏しく、そのために本来持っている法的権利が守られない危険性が高いからです。福岡はアジアに開かれた国際都市を目指していますが、年々増えていく外国人の人権が守られることは、真の意味での国際化にとって不可欠と考えています。

また、当会は、1993年以降、公益財団法人福岡よかとびあ国際交流財団が福岡市国際会館（福岡市博多区）で毎月第1土曜日、第3水曜日に行っている外国人無料法律相談にも弁護士を派遣しています。また、2021年以降、福岡県外国人相談センターと協定を締結し、各自治体にて開催されている相談会にも弁護士を派遣しています。

なお、法律相談の結果、弁護士が外国人の代理人として事件の処理を行う必要があるのに、その外国人が弁護士費用を負担するだけの資力がないことがあります。そんなときには、その外国人に正規の在留資格がある場合には法テラスの法律扶助を、在留資格がない場合には日本弁護士連合会の外国人法律扶助制度又は難民法律扶助制度を利用して、弁護士に事件処理を依頼することができます。

通訳人の紹介事業

通訳人の紹介事業は、1993年に、当時始まったばかりの当番弁護士制度のもと、逮捕された外国人に弁護士がただちにかけつけることができるように立ち上げられ、今日にいたるまで、刑事、民事、行政など様々な事件で多くの通訳人が紹介されてきました。

当会は、協力していただける通訳を募集して「通訳協力会」の名簿を作っており、その登録人数は324人、対応言語は38語（2021年1月現在）にのぼっています。また、通訳人の質の向上のために毎年研修会を開催したり、ニュースレターを発行したりしています。

もちろん、この通訳協力会に登録するのは無料ですし、紹介された場合も一切手数料は必要ありません。

● 2021 年の活動

外国人に対するリーガルサービスの提供

2021年（2021年1月～2021年12月）に天神弁護士センターで受け付けた外国人法律相談は46件した。

国籍別の内訳としては、中国が15件と最も多く、次いでアメリカが7件、韓国が4件、フィリピンが3件でした。近年より国籍が多様化しているように思われます。内容別の内訳としては、労働問題が8件と最も多く、次いで離婚・夫婦関係が7件、ビザ・在留資格等に関する問題が5件、交通事故が4件、賃貸借関係が3件などとなっています。

また、2021年中の外国人・難民認定に対する日弁連の法律援助制度の新規利用は10件でした。この中には、養育費の請求などの一般民事事件や、在留資格に関する行政手続、難民不認定処分取消訴訟への援助等が含まれています。

福岡出入国在留管理局への出張相談制度の利用は2件であり、制度の浸透に向けて努力しているところです。

さらに、「特定技能」の在留資格の新設を含む入国管理制度の改正により全国に設置される多文化共生総合相談ワンストップセンターとして、2019年7月に福岡県に開設された「福岡県外国人相談センター」についても、運営主体である公益財団法人福岡県国際交流センターと間で、2021年7月30日に協定を締結し、従来の文書相談等に加え、各自治体で開催される相談会への弁護士派遣を開始しました。今後もさらなる協力関係を構築すべく協議を続けております。

通訳人の派遣事業

2021年中に当番弁護士制度で通訳人が派遣された件数は、21件でした。なお、当会の通訳人名簿は、掲載されている通訳人の同意のもとで、国選弁護事件を取り扱っている法テラス福岡にも提供されており、上記の21件以外にも多くの国選弁護事件において通訳人が派遣されています。

個人通報制度の導入及び国内人権機関の設置を求める運動

「個人通報制度」は、日本で人権侵害を受けた個人が、国内の手続を尽くしても救済されない場合に、国際的人権条約機関に対し、その救済を求めることができる制度です。日本も批准している国際人権自由権規約、拷問禁止条約、女性差別撤廃条約等は、このような個人通報制度をオプションとして持っているのですが、日本政府はいまも参加していません。そのため、私たちが具体的事件において国際的人権条約に違反しているとの主張をしても、裁判所はなかなか真剣に受け止めてくれず、ほとんど無視されて判決が言渡されることも少なくありません。しかし、個人通報制度が日本でも利用できるようになれば、裁判所も国際的に批判されるのはいやですから、国際的な人権水準を意識した判断をせざるをえなくなります。そうすれば、自然と日本の人権状況の改善につながっていきます。

また、人権を侵害された場合、司法に救済を求めることは多くの費用や時間がかかりますので、簡易・迅速に人権救済をしてくれる機関が必要です。1993年の国連総会決議（パリ原則）は、そのような国内人権機関について、人事や財政、権限行使について政府から独立していること、調査権限や政策提言機能を持つことが必要としています。すでに多くの国がパリ原則にもとづいた国内人権機関を設置していますが、日本にはまだありません。

当会は、2010年12月8日の臨時総会で「個人通報制度の導入及び国内人権機関の設置を求める総会決議」を上げ、その後も、日弁連や九弁連と連携しつつ、これらの制度の実現に向けて運動をしています。

2019年8月24日には、第62回日弁連人権擁護大会第2分科会の「今こそ、国際水準の人権保障シス

テムを日本に！～個人通報制度と国内人権機関の実現を目指して～」の開催に先立つプレシンポジウムとして、「グローバルス・タンダードの人権保障システムを目指して～入管収容問題を具体例に国内人権機関・個人通報制度を考える～」を開催しました。

消費者の権利をまもる活動

● 消費者委員会の目的・活動の概要

消費者委員会は、生産者と消費者、流通業者と消費者、消費者信用業者と消費者という構造の中で、情報量などで弱い立場に置かれている消費者が、不可避免的に被害に遭いやすい問題（多重債務問題、商品先物取引トラブル、PL問題、欠陥住宅問題、訪問販売やインターネット等に関わるトラブルなど）について、いち早く情報を集約し、その内容を的確に分析・検討して、被害にあった消費者の救済、立法提言、啓発活動などを行うという役割を担っています。

法律相談会等の開催

消費者委員ほか弁護士からの情報、消費生活センターなどの外部機関からの情報、マスコミ報道などで、集団被害が見込まれるような事件が発生した場合には、適時に法律相談会等を開催し、また、必要に応じて委員有志による弁護団を立ち上げるなどして被害救済を目指します。

情報提供と研修等

消費者問題の解決にあたっては、「消費者契約法」「特定商取引に関する法律」「製造物責任法」「電子商取引法」など多くの特別法の理解や、商品先物取引、電子商取引の仕組みなど各分野における専門的知識が必要となります。

そこで、消費者委員会は、弁護士に向けてはもちろん、弁護士に限らず自治体の消費生活センター相談員や地方行政職員の方々に向けて、様々な情報提供および指導、研修に努めています。

外部機関との交流と連携

消費者委員会は、各行政窓口、消費生活センター、福岡県警などの行政機関のほか、CSOふくおかなどの外部機関との交流を通じて、早期に様々な情報を交換することに努めています。共同での研修会や事例検討会も開催し、情報収集と日常的な連携強化を図っています。

最近では、学生向けの消費者教育にも力を入れており、自治体との連携のもとで消費者教育事業に弁護士を講師として派遣しています。

消費者法制・消費者行政の改善に向けて

消費者問題は法の不備や法の隙間をかいぐる悪質業者によって引き起こされることが少なくないので、当初は裁判で勝つことも難しく法的救済に大きな困難を伴うことは珍しくありません。しかし、ねばり強く裁判で闘うことや、全国の弁護士会が連携して同様の裁判を繰り広げることなどを通じ、裁判所に対して被害救済の必要性や法の趣旨・解釈を訴えることによって、裁判での勝訴を勝ち取ることが可能になってきます。また、それらの活動を通じてその問題性を社会にアピールし、適切な消費者行政の在り方や法改正の必要性を行政や国会議員などに訴え続けることによって、消費者被害が少しでも少なくなるように、適切な行政指導等を導いたり、消費者法制をより市民の立場に立ち、被害救済を図りやすい制度に改正することをめざしています。例えば、割賦販売法や貸金業法の改正にこうした成果が表れています。

● 2021 年の活動

〈無料相談会の開催〉

耳目を賑わせた消費者被害事件等について、無料電話相談会を開催しました。

2021年度は、悪質サイト・国際ロマンス詐欺電話相談会、新型コロナウイルス感染症生活相談ホットライン、投資被害110番を実施しています。

〈外部機関に対する情報提供と研修等〉

多重債務問題対策地域ネットワークへの委員派遣、消費生活センター専門相談員派遣、消費者安全確保地域協議会への講師派遣等の活動を行いました。

また、消費者委員ほかの弁護士は、2012年11月13日に消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けたNPO法人の消費者支援機構福岡の理事になったり、あるいは、専門勉強会に参加するなどして、消費者契約法に違反している業者に対する差止請求訴訟を行ったり、消費者被害事件の問題点の検討やその解決のために努力しています。

〈その他〉

人権擁護大会プレシンポジウム『地域共生社会と消費者の安全』を福岡県弁護士会館にて開催しました。

中小企業に対する法律支援活動

● 中小企業法律支援センターの目的・活動の概要

中小企業の支援を、弁護士会の人権救済活動として捉えるべきではないか。

私たち福岡県弁護士会は、このような視点から、2010年（平成22年）4月、中小企業法律支援センターを設立しました。

中小企業は日本の企業全体の99%以上あり、雇用でも約70%近くを占めます。日本の経済は中小企業で支えられていると言っても過言ではありません。中小企業の経営安定は、新たな産業の創出、労働者にとっての就業の機会の増大、地域経済の活性化、町の発展を促進することにもつながります。

中小企業の運営にはすべて法律が関わっています。その活動全般において、法律専門家である弁護士による相談・助言を含む適切な法的サービスを提供できる基盤整備が必要かつ重要です。ところが、かつて、中小企業の法的支援は個々の弁護士に委ねられ、弁護士会としての組織的な取組みは十分ではありませんでした。

その反省に立って、中小企業法律支援センターでは、中小企業が日常気軽に弁護士にアクセスし、法律問題に関して法的助言や支援を受けられる環境整備を目指しています。

弁護士会内においては、中小企業の各分野における法的支援ニーズに的確に応えられるよう、会員に対する専門研修制度を充実させ、創業支援・事業承継・事業再生・海外展開支援等のテーマごとの研究を重ねています。

さらに、ひろく中小企業との接点を見いだすため、各中小企業



支援機関・団体との連携・協力関係を構築し、経営指導員ほか各機関・団体職員との共同勉強会や中小企業向けセミナーの共催など、地道な努力を続けています。

● 10年間の歩みとこれから

中小企業相談対応窓口（通称「ひまわりほっとダイヤル」）の運用

福岡県弁護士会は、2010年（平成22年）4月1日、日本弁護士連合会と連携し、中小企業が日常の経営の悩みや心配事を気軽に弁護士に面談相談できる窓口として「ひまわりほっとダイヤル」を開設しました。これは、中小企業が、全国統一電話番号（0570-001-240）に架電して、弁護士会の受付職員に企業の概要や連絡先を伝え、配点を受けた弁護士が相談申込み企業に折返し電話をして日時を調整し、後日弁護士の事務所で面談相談を実施するという画期的なシステムです。弁護士をより身近に感じていただくため、相談担当弁護士の名簿は、福岡県下、福岡、北九州、筑後、筑豊の地域ごとに整備されています。多くの中小企業・小規模事業者に気軽に利用していただくため、福岡県弁護士会では、初回（面談）相談を無料としています。

福岡県弁護士会では、相談を担当する弁護士が、中小企業の信頼に応えるため一定のスキルを維持できるよう、相談に役立つ知識・情報を集約した研修を多数回実施し、相談担当弁護士名簿に登載されるための要件として受講義務を課しています。

中小企業向け全国一斉無料法律相談会の実施

福岡県弁護士会は、例年7月（2019年までは9月）、日本弁護士連合会と連携して、福岡地区、北九州地区、筑後地区、筑豊地区の4か所で中小企業向けの全国一斉無料法律相談会及びセミナーを実施しています。2022年度（令和4年度）も、中小企業の日として指定されている7月20日に無料法律相談会及びセミナーを開催する予定です。

各中小企業団体・支援機関との連携

より充実した中小企業支援を行うため、各中小企業支援機関・団体、士業団体等と交流し、連携を深める取組みに力を入れています。

一例として、2010年（平成22年）11月、日本政策金融公庫福岡支店と福岡県弁護士会との間で中小企業を法的・経済的に支援していくための連携覚書を締結しました。政府系金融機関と弁護士会との連携は全国初の試みであり、その後、日本政策金融公庫本部と日本弁護士連合会との連携覚書へと発展し、さらに全国各弁護士会と各地の公庫支店との連携というかたちで活動が広がりました。その後も、2011年（平成23年）に福岡商工会議所と、2017年（平成29年）に福岡県信用保証協会と連携覚書を締結しました。

今後も、中小企業・小規模事業者への支援をより効果的なものにするため、各機関・団体（士業団体を含む）のご理解とご支援を得て、連携活動を進めてまいります。

中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームの活動

海外への進出を目指す中小企業、海外の企業と取引を開始するあるいはすでに取り引を開始している中小企業の法的リスクを回避する観点から、福岡県弁護士会の国際委員会と協力して中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームを設置し、活動しています。

2021年度（令和3年度）は、福岡商工会議所と連携し、YouTube（よかぞうチャンネル）に海外展開に関する諸課題について弁護士がわかりやすくレクチャーする動画を配信するという新たな展開も試みました。

今後も、「中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」、「ひまわりほっとダイヤル」の海外展開支援名簿の活用などを通じて、弁護士が中小企業の身近な相談相手として認知される努力を重ねるとともに、弁護士のスキルアップの観点から、中小企業の海外展開に関わる行政機関や経済団体等との連携や、P T内での毎月の勉強会などを通じて、海外展開支援に精通する弁護士の育成、中小企業からの相談対応態勢づくりに努めてまいります。

創業支援

福岡市（グローバル創業・雇用創出特区に指定）、福岡県ほか各自治体において中小企業の創業支援施策が活発化しています。

従前、中小企業の創業段階では弁護士が活用されていませんでした。創業段階で備えておくべき経営上必要な法律知識が十分でなかったことで創業後に法的トラブルに巻き込まれ夢半ばで営業継続を断念せざるを得ない企業も多数あります。創業段階から弁護士が中小企業に積極的に関わり、その後の企業経営が円滑に進められるよう支援する必要性は高く、中小企業法律支援センターでは、自治体や各種創業支援機関・団体と連携し、弁護士が加わる相談態勢の確立、中小企業向け創業セミナーの開催などを行ってきました。

今後も、各支援機関・団体と連携しながら、福岡県内の創業支援に取り組んでまいります。

中小企業の事業再生支援

福岡県弁護士会では、日本弁護士連合会が最高裁判所・中小企業庁・金融庁等と協議を重ね構築した特定調停スキームの活用を進めるべく、関係機関・団体との意見交換、事例の集積・分析を進めるほか、経営者保証ガイドラインの周知・活用を進める活動にも力を入れています。

中小企業の事業承継

福岡県弁護士会では、中小企業支援機関・団体（士業団体を含む）と連携して、中小企業のM&Aをはじめとする事業承継の支援を行っています。

2021年（令和3年）3月に九州北部税理士会と「事業承継支援に関する協定書」を締結し、事業承継支援における協力体制を整えました。また、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターとの間でも意見交換会を実施して連携を強化するなどしており、中小企業の事業承継支援をより充実したものにするための活動を行っています。

コロナ禍における中小企業支援

福岡県弁護士会では、2021年（令和3年）5月の定期総会において、「中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言」を採択しました。

この宣言に基づいて、コロナ禍で苦しむ中小企業・小規模事業者も対象とする無料電話相談会を開催いたしました。7月には、会場参加とオンライン参加のハイブリッド方式で、「コロナ時代に打ち勝つ経営」というテーマで中小企業向けセミナーを開催し、あわせて無料法律相談会を実施しました。

今後も、コロナ禍の早期の終息を祈りつつ、中小企業支援に邁進してまいります。

民事介入暴力に対する取り組み

● 民事介入暴力対策委員会の目的・活動の概要

「民事介入暴力」（民暴）とは、「暴力団やその周辺者が、市民の日常生活や経済活動にともなう民事

紛争に、当事者あるいは代理人として介入し、不当な利益の獲得を図る行為」のことを言います。

民事介入暴力対策委員会は、この民事介入暴力における被害の救済及び予防を目的として活動しています。具体的には、①民暴事案の情報・資料の収集、解決方法についての調査研究、②警察、(財)暴力追放運動推進センター(以下、「暴追センター」といいます)、その他関連機関に対する協力要請・連携、③民暴事案の受任弁護士に対する指導、助言、協力等が、委員会としての活動内容です。

福岡県は、5つもの指定暴力団と山口組系組織が拠点を置き、抗争事件、発砲事件が相次ぐなど、厳しい暴力団情勢にあり、暴力団らの市民、企業に対する犯罪行為、不当要求も後を絶ちません。

特に、近年は、表向きは暴力団とは無関係であることを装ったいわゆる「暴力団フロント企業」、「企業舎弟」などを巧みに活用して、市民生活や企業活動に食い込んでいます。このような民事介入暴力は、「暴力」、「恐怖」を背景とした最大級の人権侵害であり、「法の支配」に対する重大な挑戦であるという意味において、我々弁護士が真正面から取り組まねばならない重要な課題です。

● 2021 年の活動

暴力被害集中相談

10月16日、福岡、北九州、筑後の各地区で、福岡県警、暴追センターと共同して、暴力被害集中相談を実施しました。

民事介入暴力事業への対応

暴力団から受けた被害の回復のために、委員会有志が弁護団を組織して対応しました。

啓発活動

弁護士会の内外を問わず、民事介入暴力の被害実態とその対策について一人でも多くの方々に知っていただくために、責任者講習、暴力追放市民集会への講師派遣などを行っています。

行政問題に対する取り組み

● 行政問題委員会の目的・活動の概要

行政問題委員会は、行政事件及び行政訴訟について弁護士及び弁護士会が積極的に関与して市民及び行政からの要請に応えられる体制をつくるために、①市民にとって使いやすい制度となるよう行政訴訟制度の改革に取り組むこと、②行政問題に関する市民相談の実施、③具体的な事案の事件活動を通して行政事件・行政訴訟の担い手となる弁護士を養成していくこと、④行政事件・行政訴訟についての専門的、実践的な知識及び技術を会員に広めるための研修等を行うことを主要な目的として2003年9月に設置されました。

行政ホットラインの定期的な開催

行政ホットラインは、弁護士が無料で面談及び電話相談を行うものです。当会としては、司法を通じての市民による行政への民主的なコントロールを強化すべきであるとの基本的な考え方に立ち、市民が行政に対して抱える問題についての相談や解決支援といった要請にこたえながら行政事件に取り組む弁護士側のマンパワーも強化することを目的として、2002年12月に、「行政苦情110番」活動を全国に先駆けて開催し、今日まで継続的に定期的な相談活動を行ってきました(途中、「弁護士による行政ホットライン」と名称を変更)。この行政ホットラインでは、相談者の求めがあれば、事案に応じ、

具体的な行政事件として相談者からの依頼を受ける弁護士を紹介しています。

行政事件実務研究会

行政問題委員会では、行政事件に取り組む弁護士が高い専門性によって市民からの要請によりよく応えるため、そして弁護士側のマンパワーを強化するため、実務研究会を開催しています。

● 2021 年の活動

行政ホットライン

2021年度も4月から3月まで、毎月1回、計12回にわたって行政ホットラインを開催しました。毎回平均4～5件の行政問題に関する相談が寄せられています。

行政手続への弁護士の関与

これまで弁護士の関与があまりなされていなかった税務調査や保険医に対する指導・調査等の行政手続への関与について、他の委員会と協力のうえWGを立ち上げ、訴訟の前段階から行政手続に関与できる弁護士の養成を行うべく、活動を行っています。全国的に見ても始まったばかりの活動ですので、今後、研修を実施するなどして、活動を具体化していく予定です。

環境問題に対する取り組み

● 公害・環境委員会の目的・活動の概要

公害・環境委員会は、1970年8月公害対策委員会として設立されました。その後、活動分野を環境問題にも広げるために、1990年2月に公害問題対策・環境保全委員会となり、1994年4月1日より現在の名称になりました。

これまで、廃棄物最終処分場問題、博多湾埋立て問題や曾根干潟保全に関する意見書の発表、気候変動問題、生物多様性について調査研究などの多様な活動を行ってきました。

ここ10年の主な活動テーマとしては、生物多様性保全、干潟・湿地保全、気候変動の問題、環境マネジメントシステムの導入、治水問題、動物愛護問題といった課題があります。

湿地の保全

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）は、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたものです。現在は、水鳥の生息地としてだけでなく、湿地に生息する他の生物を含めて私たちの生活環境を支える重要な生態系であるという認識のもと、幅広く湿地の保全が求められています。

福岡県内には和白干潟、曾根干潟、今津干潟さらには平尾台にある広谷湿原という重要な干潟があります。2019年10月には現に登録がなされている熊本県の荒尾干潟の現地調査も行いました。

私たちはこれらの干潟について、現地調査を繰り返すとともに、環境保護団体や漁業関係者、市役所担当課などの関係者との間でヒアリング調査や保全に関しての懇談を行ってきました。2022年度には、引き続き広谷湿原についての調査研究を予定しています。

環境宣言・環境マネジメントシステム

当会のこれまでの環境問題に対する活動をふまえて、当会自らも社会に対して環境の保全に取り組む決意を表明する必要があると考えたことから、2012年5月23日に開催された定期総会において、地

球環境への負荷を可能な限り低減するために、省エネ活動や省資源活動の推進に取り組む努力をすることや、環境問題に関する提言・啓発活動に取り組むことなどを宣言する環境宣言を決議しました。

また、2014年からは、北九州部会で環境マネジメントシステム（エコアクション21）を導入しました。環境マネジメントシステムは、組織や事業者がその運営や経営の中で、環境に関する方針や目標を自ら設定し、それらの達成に向けて取り組むための仕組みです。この環境マネジメントシステムを採用することにより、弁護士会の活動による環境負荷を明らかにし、より環境負荷を低減すべく管理・運用を行っています。既に採用できた部会では大幅に電力使用量を減少させるなどの成果が出ており、今後、福岡県弁護士会全体でこのような環境負荷低減に向けた取り組みを広げるべく活動を行っています。

治水問題

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で毎年のように豪雨災害が発生しており、福岡県でも大きな被害が出ています。

その豪雨被害を防止する方法として、短絡的にダムの建設が必要との声もありますが、果たしてそうでしょうか。異常な量の集中豪雨がどこに発生するか分からない現在の豪雨災害に対して、特定の集水域の貯水しかできないダムに依存した治水が有効とは思えません。堤防の整備や河川の掘削、農地を有効活用する田んぼダムなど、総合的な治水対策を検討しなければ、豪雨災害に対応することはできません。

当委員会では、頻発する豪雨災害に有効な治水がどのようなものかを調査、研究しています。

動物愛護問題

飼い主が飼えなくなった犬や猫等が捨てられ、野良犬、野良猫等が増えていくことは、住環境の悪化の問題となります。それに対して、未だ自治体によっては有効な対策を講じておらず、ボランティア団体等、民間の努力に委ねられているところもあります。

当委員会では、町から野良犬や野良猫等を減少させ、人と動物が共生できる社会の実現を目指して、有効な取り組みについて調査、研究しています。

● 2022年の活動

これまでの活動を踏まえて、2022年度には、生物多様性や湿地保全の観点から、ラムサール条約登録に向けた積極的な動きのある広谷湿原については、地元自治体や環境省に対して登録を推進する活動を予定しています。

そして、動物愛護問題についても、野良犬や野良猫を減少させるための有効な取り組みについての調査、研究を継続し、動物愛護問題について広く市民の皆様と問題意識を共有するシンポジウムを行いたいと考えております。



荒尾干潟の風景

法教育に対する取り組み

● 法教育委員会の目的・活動の概要

法教育とは、一般には「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義されています。

法教育は、法律専門家ではない一般の人々を対象とする点で、法学部などで体系的に法律を学習し法律の専門家を育成することを目指す法学教育とは異なります。

また、法や法制度の基礎となっている公平や正義といった基本的価値観を明確に意識しながら進めていくことを第一次の目標とする点で、法令の条文や法制度の知識の習得そのものを目標とする、従前から実践されてきた消費者教育・憲法教育・刑事裁判に関する知識教育といった司法教育とも異なるものといえます。

法教育はもともと諸外国で取り組まれてきたのですが、当会としても、自由で公正な民主主義社会において、あるべき市民を育成していくために非常に意義があると考え、2006年に法教育委員会を設置しました。

法教育委員会は、小中高校生を対象とした新たな法教育の教材の開発や、既存の教材の加工を行っており、これらの教材は、実際に学校現場の授業で活用されています。

法教育をカリキュラムに組み込んだ学習指導要領の改訂がなされ、小学校では2011年度、中学校では2012年度、高校では2013年度から完全実施されていますし、さらに高校では2022年度の新入生から法教育と内容の重なる多くの新科目「公共」も始まります。

このような動きを踏まえ、当会は、法教育の普及に力を入れていく決意をますます強くしています。民主主義社会を担う子どもたちや一般市民に、法律や制度の背景にある基本的価値観を認識し、その価値観を用いる方法を習得してもらうことは極めて大切なことであり、それに力を尽くすことは、法律専門家である弁護士に市民が期待する役割の一つと確信しているからです。

● 2021年の活動

法教育センター

2011年4月1日、当会は法教育センターを立ち上げました。会をあげて、法教育の出前授業の普及に取り組むためです。毎年一定のクラス数までは当会で派遣費用を補助し、学校側の負担なく弁護士をゲストティーチャーとして派遣してきており、法教育の各学校への普及に結び付けてきています。

なお、コロナ禍への対応として学校の要望に応じ、弁護士がリモートで参加するオンライン授業も実施しています。

福岡法教育研究会

学校現場の教員が考え行おうとしている法教育の姿と、弁護士が考え行おうとしている法教育の姿



ジュニアロースクール風景

を融合させていく、その議論を踏まえた教材開発や教材の実践などを目的として、弁護士や教員、その他の教育関係者による福岡法教育研究会を隔月の頻度で開催しています。

ジュニアロースクール

例年であれば、弁護士会館ホールや裁判所の本物の法廷等に中学校や高校の生徒に来てもらい、模擬裁判などを開催して生徒にグループでのセッションと発表をしてもらうジュニアロースクール、コロナ禍を受けて、今年はオンラインで開催されました。

新たな形態でしたが、参加した生徒からは概ね好評をいただきました。

「公共」プロジェクトチームの立上げ

2020年度から高等学校で導入される必修科目「公共」が取り扱うテーマに沿った法教育の教材作成を行うことを目的とし、法教育委員会のメンバーでプロジェクトチームを立ち上げました。

憲法問題に対する取り組み

● 憲法委員会の目的・活動の概要

当会は、「立憲主義並びにこれに基づく日本国憲法の基本原理である国民主権、恒久平和主義、基本的人権の尊重の原則を堅持するとともに、社会のすみずみまで法の支配が行き渡り、個人が尊重される社会の実現を目指して、憲法に関する問題について、調査・研究・提言・啓発及び立案その他の活動を行う」ことを目的として、憲法委員会を置いています。弁護士法第1条が「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めるところを実践する活動の一環です。

そのため、当会では年に数回、憲法に関わる問題について、憲法委員会が主管して、講演会、ディベート、市民集会等を開催しています。この5年ほどは、これらとともに、集团的自衛権や安全保障関連法について、パレードや街頭宣伝活動も積極的に実施しました。

このような活動を通じて、立憲主義と民主主義、恒久平和主義、基本的人権の理念が日本の政治・社会にしっかりと根付き、1人1人の国民が個人として尊重される社会の実現に貢献したいと考えています。近年は、こうした憲法的価値がないがしろにされる動きが強まっており、しかもそれがしばしば手続的正義をも踏みにじる形でなされていますので、そのような動きに対しては、法律専門家団体として厳しい態度で臨んでいます。

● 2021年の活動

2021年度も、前年度同様、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、講演会等の実施が困難となりましたが、後半は、オンラインで実施する方法などの整備が徐々に整いましたので、少しずつ、講演会を実施しています。

憲法記念日にあたっての会長談話（2021年5月3日）

憲法施行から74周年を迎え、憲法制定の経緯及び意義について述べるとともに、新型コロナウイルス感染症への対策によって、国民の自由と権利が国家によって不当に広く制限されることがないように、冷静に見つめ、判断していく必要があること、当会は、今後も憲法の基本原理や根本理念を尊重して基本的人権を擁護し、社会正義を実現すべく、法律専門家団体として全力で活動する決意を表明する談話を発しました。

重要土地等調査法案に反対する会長声明（2021年6月9日）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制に関する法律案」（重要土地等調査法案）について、本法案の目的である重要施設等の「機能を阻害する」行為というものが、特に限定されておらず、あまりに広汎かつ曖昧で、不明確であること、調査・規制の対象となる「注視区域」等が、恣意的に拡大しうること、調査内容や調査対象も、必要以上に拡大しうること、刑事罰をもって報告や資料の提出を強制していること、「注視区域」等内の土地等の利用者の財産権が不当に侵害される危険があること、といった数々の問題点があり、市民のプライバシー権、思想・信条の自由、表現の自由、財産権等の基本的人権が侵害されるおそれが極めて大きい本法案に反対し、廃案とすることを求める会長声明を、国会等の機関に提出しました。

現在国会で審議されている憲法改正手続法案に反対し、改めてその抜本的な改正を求める会長声明（2021年6月9日）

「日本国憲法の改正手続に関する法律」の一部を改正する法律案について、本改正案は、駅や商業施設への共通投票所の設置や期日前投票の弾力化など、2016年の公職選挙法の改正に伴い導入された投票環境向上のための規定を整備するにとどまっており、テレビ・ラジオを使用した有料広告の放送について、公平性・中立性が確保されるべきこと、最低投票率の規定を設けることといった、重大な検討課題に関する改正がなされておらず、これらの問題が是正されないまま憲法改正国民投票が行われると、公平性が確保されず、国民への情報提供が公正かつ適切になされず、低投票率により正当性に疑義が生じ、主権者である国民の意思が反映されたとはいえない事態が生じるおそれがあるため、これら憲法改正手続法の問題点の抜本的解消をしないままの本改正案に反対し、改めて抜本的な改正を求める会長声明を、国会等の機関に提出しました。

憲法問題に関する勉強会「日本を取り巻く安全保障環境について」（2021年8月5日・福岡）

2021年6月、国会で憲法改正手続法の改正案が可決成立し、今後、憲法改正に向けての具体的な動きが出てくることが予測され、そのなかには、憲法9条の変更や緊急事態条項の追加など、安全保障に関する重大な論点も含まれており、こうした点について、弁護士が見識を高めておくことは、今後、国民的議論を進めていくために必要と考えられます。

そこで、当会会館にて、本問題に詳しい、広島弁護士の井上正信弁護士（日弁連憲法問題対策本部部員）を講師として、ZOOMによる会内勉強会を開催しました。

筑後部会憲法講座「新型コロナウイルス流行下における憲法問題から憲法改正を考える」（2021年10月24日・筑後）

定期的で開催している当会筑後部会の市民向け無料憲法講座の一環（第21回目）として、筑後弁護士会館4階ホールにて、熊本大学憲法学の徳永達哉准教授による講演会を開催しました。

新型コロナウイルスの流行対策として称して、行政による人権制約ともいえる事例も頻発しており、関連して、憲法改正の必要性について新たな視点からの議論も増えてきているという現状のなかで、市民の方々に、現に直面している憲法問題から憲法改正について考える機会を設けたいとの趣旨で企画したものです。

会場での参加者は12名、ZOOMでの参加者は9名でした。

市民とともに考える憲法講座第8弾

「安保法制と憲法改正～日中・中東をめぐる国際情勢をふまえて～」（2021年11月23日・福岡）

定期的で開催している市民とともに考える憲法講座の第8弾として、当会会館2階大ホール（ZOOM併用）にて、元内閣官房副長官、国際地政学研究所理事長の柳澤協二氏をお招きして、講演会を

開催しました。

憲法9条の変更等に関しては、憲法9条が他に類を見ない崇高な理念を掲げた条項であるとする意見がある一方で、科学技術の進歩や諸外国の軍事力の強化に伴い、我が国の軍事力も強化させるべきであるとする意見や、近隣諸国からの攻撃に対処できる軍事力を備えるべきであるとする意見などもあります。

そこで、講師の柳澤協二氏には、防衛省幹部、内閣官房副長官補として、長く政府中枢の重責を担われた経験と及びそれに裏付けされた幅広く深い見識から、日本を取り巻く安全保障環境の変化や、憲法を改正した上での軍事力強化の必要性等について、ご講演いただきました。

会場での参加者は50名、ZOOMでの参加者は30名でした。

岡口基一裁判官を罷免しない判決の宣告を求める会長声明（2021年12月8日）

裁判官訴追委員会が岡口基一裁判官の罷免を求め、弾劾裁判所に訴追したことに対し、私的な表現行為自体を理由とする裁判官の罷免が認められた場合、一般の裁判官に対し、その表現行為を萎縮させ、著しく制約する結果が生じかねないこと、裁判官が罷免をおそれて萎縮し、司法権の独立及び裁判官の独立が害されることが危惧されることから、裁判官の私的な表現行為が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」に該当するのは、その表現行為が、犯罪行為に匹敵し、当該裁判官の法曹資格を失わせなければ、国民の裁判官に対する信頼が回復しないほど悪質な場合に限ると考えるべきであり、岡口裁判官の表現行為は、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」に該当するとは認められないことから、弾劾裁判所に対し、岡口裁判官に対する訴追について、冷静かつ慎重に審理し、罷免しない判決を宣告するよう求めました。

憲法市民講座「在日外国人の人権は今（仮称）」（2022年3月11日・北九州）

在日外国人の人権について、市民の皆様と一緒に考える機会を設けるべく、講演会を準備中です。

講師は、一橋大学名誉教授・田中宏教授です。

場所は、北九州弁護士会館です。

当日は、市民の直接参加に加え、ZOOMでの参加も実施する予定です。

刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動

● 活動の概要

当番弁護士制度の運用

当会では、1990年12月1日、逮捕・勾留された被疑者やその家族などから要請があれば、待機している弁護士が無料で出動し法的なアドバイスをするという「当番弁護士」制度を、全国に先駆けて始めました。

初年度は128件の要請しかありませんでしたが、認知されるとともに要請数も年々増加し、2005年には福岡県内で約3800件の要請があり、そのほとんどについて、当番弁護士として登録している当会の会員が出動し、逮捕・勾留された被疑者に法的なアドバイスを行い、弁護士費用を負担できない被疑者に対しては、後述するような援助事業を利用して、被疑者が経済的負担を負わない形で弁護人としての活動もしてきました。その運営費用や出動弁護士への日当などは、全て弁護士会、ひいては会費を納める会員弁護士が負担してきました。

当番弁護士制度はやがて全国にひろがり、これらの活動を通じて、起訴される前の被疑者段階に弁

護士が関わることの意義と重要性が認められ、ついに国を動かし2006年からは、それまでにはなかった起訴前の国選弁護制度（被疑者国選制度）を創設させるに至りました。そして、2018年6月1日から被疑者国選制度の対象が全勾留事件にまで拡大しました。しかし、被疑者国選弁護人が付くまでのサポートとしての当番弁護士の重要性に変わりはなく、また被疑者国選から漏れる被疑者をサポートする制度として、その後も当番弁護士制度を続けています。

実際、被疑者国選の対象事件が全勾留事件に拡大した以降も当番弁護士の要請数は少なくありません。逮捕された被疑者の権利を守り、えん罪を防ぐための活動は続きます。刑事事件で身柄拘束された人についてはもっとも人権侵害が起こりやすく、その権利を擁護することは憲法にも定められた弁護士としての最重要の責務の一つです。

なお、このような当番弁護士制度が生まれ発展してきた歴史とその意義や成果をまとめた書籍「当番弁護士は刑事手続きを変えた ～弁護士たちの挑戦」（現代人文社）が2019年10月に当会編集のもと発刊されました。

被疑者弁護援助制度の法テラスへの委託と費用負担

この当番弁護士制度とともに、起訴前弁護の両輪をなしてきたのが、被疑者弁護援助制度です。

私選弁護を依頼することが経済的に困難な被疑者について、継続的な弁護活動の必要性が認められるときは、弁護費用を援助することにより、実質上無料で被疑者弁護人を付けることができるという制度です。従前は財団法人日本法律扶助協会が担ってきたもので、実際にはその費用の多くは弁護士会、つまりは弁護士が負担してきたものです。

被疑者国選制度が発足する直前の2005年には、当番弁護士が出動後に弁護人として受任した割合は約26%、その内で被疑者援助制度を利用した割合は約9割であり、全国的に見ても非常に高い受任率となっていました。

その後、被疑者国選弁護制度が発足し、さらにその対象事件が全勾留事件にまで拡大されたため、被疑者援助制度の利用数は減少しましたが、被疑者国選が認められていない逮捕段階の被疑者からの申込みは続いており、現在も重要な役割を担っています。

法テラスが設立されて以降は、被疑者援助制度の運用は日弁連から法テラスに委託していますが、費用自体は弁護士会つまり全国の弁護士が特別会費を負担して拠出しており、多くの会員が被疑者援助による弁護人となって、この制度を支えています。

また、逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活発化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、被疑者弁護援助での弁護士費用に関して、勾留阻止活動に関する成果報酬を上乗せすることを2021年10月から始めました。

国選弁護人制度の下支え

上述したとおり、当会が先駆けとなった当番弁護士制度や被疑者援助制度の地道な活動により、被疑者段階での弁護活動の意義や重要性が認知され、2006年に被疑者国選制度が始まり、その対象を広げながら全勾留事件にまで拡大しました。

起訴される前の被疑者段階の弁護活動は、短期間の間に被疑者との接見や被害者交渉などの充実した弁護活動を行う必要があるため、起訴後の被告人段階以上に労力がかかる面もあり、特に弁護士数が少ない地域で対応体制をとることができるのか懸念されていました。しかし、当会では、多くの会員が国選弁護人に登録することにより、問題なく運用されています。

現在、国選弁護人指名などの事務手続きは法テラスが行っていますが、指名のルールは当会との取り決めによります。また、個々の国選弁護人登録者をサポートするために、当会独自に各種の研修や

研究会などを実施したり、「刑弁ネット」と呼ばれる弁護士が弁護活動について気軽に相談できるメーリングリストを整備したりして、国選弁護制度を下支えしています。2014年冬には「刑事弁護通信福岡」を発刊して、紙ベースでも会員に情報が伝えられるようになりました。

また、国選弁護人の弁護活動で専門家に依頼する私的鑑定が必要となった場合に、その費用を補助する刑事私的鑑定等費用援助制度を2019年12月に創設しました。

裁判員裁判への対応体制構築や研修実施など

2009年から裁判員裁判が始まりましたが、当会では、裁判所や検察庁との模擬裁判や各協議会などを通じて、よりよい運用がなされるように裁判所等に働きかけてきました。また、2014年から研修を義務化した裁判員裁判用の弁護人バックアップ名簿を作成し、裁判員裁判を担当する弁護士の質の向上に努めています。裁判員裁判に特化した研修等も定期的に行い、裁判員裁判対象事件への対応体制を構築しています。

裁判員裁判が始まった後も、裁判所や検察庁と継続的に協議を行い、また会員向けにも裁判員裁判の研修や経験交流会などを実施しています。

刑事手続に関する運動等

当会では、最優先課題である勾留・保釈などの刑事身体拘束の問題など、刑事手続に関する様々な問題点について、具体的な刑事手続のなかで身体拘束からの解放を積極的に行うための研修の実施や呼びかけ、海外視察や研究などを行うとともに、シンポジウムを開催したり、総会決議を出したりするなどの運動を続けてきました。

また、2017年の刑事訴訟法改正に伴い、被疑者国選弁護の対象が全勾留事件に拡大しましたが、今後、被疑者国選弁護制度のさらなる拡大への運動に取り組んでいきます。

● 2021 年の活動

当番弁護士制度の運用

2021年には、1392件の当番弁護士の要請を受け、1351件について実際に当会の会員弁護士が出動して、被疑者と接見し、それらの運営や費用負担は弁護士会が担いました。2021年4月1日段階の当番弁護士登録者数は906名で、これは当会会員数の約64%にあたります。

被疑者弁護援助制度での勾留阻止活動に対する成果報酬制度の創設

逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活発化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、被疑者弁護援助での弁護士費用に関し、勾留阻止活動に対する成果報酬制度を創設し、2021年10月から導入しました。

逮捕段階で被疑者弁護援助制度で弁護人に選任され、検察官や裁判官に対して勾留阻止に向けた弁護活動を行って勾留が阻止されたり、被害者と示談が成立したりした場合、成果報酬が加算されることになりました。

国選弁護人制度の下支え

2021年には、延べ3632名の被疑者国選弁護人と延べ2077名の被告人国選弁護人（うち、控訴審は262名）が選任されました。

2021年4月1日段階の被告人国選弁護人登録者数は974名で、当会会員数の約68.9%です。被疑者国選弁護人登録者数が925名（65.4%）となっています。

月1回のペースで若手弁護士向けに「刑事弁護研究会」を開催し、若手弁護士のスキルアップを図

り、弁護士用刑事弁護相談MLである「刑弁ネット」では、多くのメールがやりとりされています。

また、刑事裁判の判決書の検討、経験交流会等を実施して、効果的な弁護活動をする上で必要な情報の収集検討も行っています。

触法精神障害者の権利をまもる活動

● 医療観察法対策委員会の目的・活動の概要

2005年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）が施行され、刑法39条1項の心神喪失を理由に不起訴または無罪となった人及び同2項の心神耗弱を理由に刑が減輕され執行猶予がついた人に対し、裁判官と精神保健審判員（精神保健判定医）による合議で審判を行い、処遇を決めるという制度が創設されました。

医療観察法審判手続や入院・通院処遇は対象者の自由を制限するものであり、対象者の防御権を実質的に保障し、適正手続を確保する必要があります。そのため、審判を受ける人は、弁護士を付添人として選任することができます。また、付添人がいない場合には裁判所が国選付添人を選任します。

これは、弁護士がそれまで行ってきた刑事弁護活動とも、精神障害者に対する援助活動とも異なるものです。当会は、この分野に対応するため、医療観察対応プロジェクトチーム（医療観察PT）を設置していましたが、医療観察法の法律上及び運用上の問題に継続的に対処するため同プロジェクトチームを平成26年4月に医療観察法対策委員会としました。

入院処遇が長期化している事例もあり、処遇中の対象者へのリーガルアクセスを保障する必要もあります。当初審判後の審判においては付添人の選任は任意的ですが、制度の保安処分化を防止するためにも、当初審判後の弁護士関与を促進する方法も模索しています。

● 2016年の活動

直近3年分の報告書等を分析し、最近入院処遇が増加していることがわかりました。勉強会や研修を通じて通院処遇相当事例の特徴について検討しました。

国選付添人活動の充実・適正化をはかるために原則として最低3年に1回の研修受講を義務付けることになり、10月20日には登録要件となる実務研修として精神科医師及び会員による基礎知識の講義とケース報告を行いました。

● 2017年の活動

指定通院機関非公表問題や裁判所等審判関係機関との協議実施について交渉しました。

付添人活動を充実化させるために、他の単位弁護士や精神保健福祉士との協働時の費用規定の整備を進めました。

従来の登録研修では、医師から講義を受けて専門的知見を得ていましたが、今年の登録研修では精神保健福祉士から講義を受けました。

● 2018年の活動

申し入れの結果司法及び行政各々の協議会に弁護士が参加できるようになりました。会員が精神保健福祉士の支援を受けやすいように精神保健福祉士協会との連携制度の整備を進めています。医療観察法手続全体における重要なキーパーソンである社会復帰調整官との意見交換会を実施しました。会員の医療観察法医療の知識向上のために指定入院医療機関から医療観察法医療の経験が豊富な医師を招いて講義を受けました。

● 2019年の活動

司法及び行政が主催する医療観察法関連協議会並びに医療観察法関連職種研修会に参加して、同法に関する情報を得ました。医療観察法審判において対象となった方の地域生活実現のために重要となる環境調整が円滑にできるようにするために精神保健福祉士協会との連携制度の構築が完了しました。医療観察法が法案提出段階で保安処分であるとの批判を受けていたことから、保安処分と立法段階での議論の知識を得るためにそれらについて詳しい大学教授を講師として講義を実施しました。

● 2020～2021年の活動

他機関主催の協議会や研修会への参加を計画していましたが、C o v i d - 19問題のため中止や縮小開催となり、参加等はできませんでした。

講義研修については例年どおり実施しました（2020年は精神科医から見た医療観察付添人の在り方の講義、2021年は自閉症スペクトラム障害についての精神科医の講義）。

犯罪の被害者を支援する活動

● 犯罪被害者支援に関する委員会の目的・活動の概要

弁護士法が謳う「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という弁護士の使命に鑑みると、弁護士には、伝統的に行われてきた刑事事件での被疑者・被告人の弁護だけではなく、犯罪によって被害を受けた方々の正当な権利・利益を擁護するための活動も、当然に求められているといえます。

特に1990年代以降、犯罪被害者支援の必要性が社会的にも強く自覚されるようになる中、当会でも2000年3月に犯罪被害者支援に関する委員会を設置しました。同委員会を通じて、当会としても、出来る限りの犯罪被害者の人権擁護という役割を果たそうと努めています。

犯罪被害者支援に関する委員会では、①被害者支援制度に関する調査・研究や会内研修、②犯罪被害者の方を対象とした無料の電話相談活動等を行う犯罪被害者支援センターの運営、③犯罪被害者支援基金の運営（刑事事件の被疑者・被告人による贖罪寄付等の受入・管理を行い、被害者支援団体である公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターに対して、2002年から2020年まで合計7600万円の運営資金を寄附して援助してきたほか、被害者及びその遺族の団体である「九州・沖縄犯罪被害者連絡会（みどりの風）」に対して、2012年から2020年まで合計460万円の運営資金を寄附して援助しました。）、さらには、④日本司法支援センターと協力して、同センターが犯罪被害者支援に精通したものとして

紹介する弁護士の名簿（いわゆる精通弁護士名簿）や、後記の国選被害者参加事件を担当する弁護士の名簿を整備するといった活動も行っています。

被害者参加制度等について

犯罪被害者の刑事事件への参加を認める諸制度が2008年からスタートし12年を経過しました。これは、一定の事件に関しては、被害者や遺族の方が傍聴席ではなく法廷の中に入って、検察官のそばで、証人尋問や被告人質問をすること、求刑についての意見を述べること等ができるものです（被害者参加制度）。その際、経済的に余裕の無い被害者のために、国費で弁護士に援助させる制度も設けられました（国選被害者参加弁護士）。さらに、刑事事件の審理の成果を利用するかたちで通常の民事裁判と比べて簡易迅速に加害者に対する損害賠償請求ができる制度（損害賠償命令制度）も同時に設けられました。

これらの新しい制度は被害者の人権保障の見地からも重要であり、より一層の定着が望まれます。犯罪被害者支援に関する委員会でも、同制度の適正な運用を図ることが重点課題であると考え、制度の周知・広報を図るとともに、制度の運用について関係機関と協議を行うなどしています。

地域での連携の必要性

近時、犯罪被害者の支援に関しては、警察や検察はもちろん、医師や福祉機関、被害者支援団体等、地域の関係機関が綿密に連携して、個々の被害者に対する支援の体制を整えることが重要であると指摘されています。

犯罪被害者支援に関する委員会でも、上記のような指摘を踏まえ、各関係機関との交流・連携を深めて、より充実かつ適切な犯罪被害者支援の一端を担うべく努力しています。

● 2020年の活動

電話相談等

前記の無料相談について、従来毎週1回（火曜日）であったものを、2013年7月より毎週2回（火・金曜日16～19時）、2018年7月より毎週平日（16～19時）に増加しました。その効果もあって、2020年1月から12月の間の電話相談の相談件数は、411件でした。過去の相談件数は2016年293件、2017年303件、2018年354件、2019年394件と増加傾向にあり、社会への着実な浸透がうかがわれます。この電話相談は匿名でも可能であり、電話相談後に希望により面談相談も可能です（初回相談は無料です）。

パンフレットの作成

被害者参加制度や損害賠償命令制度の周知・徹底を図るため、これらの制度概要の説明と相談窓口を紹介したパンフレットを作成し、県内の関係各機関に配布しています。

研究活動

会内において、被害者支援の問題について理解を促すために、関係機関よりお招きした講演や、新規登録弁護士向けの研修を行いました。

また、被害者支援に関わった弁護士の全国的な経験交流集会や、



九州ブロックでの拡大協議会等に委員会の委員が参加して、全国各地における被害者支援の実情を知り、また、被害者を支援する弁護士の経験を共有化するようにしています。

各種名簿の整備

委員会が行った研修を受講した会員を対象に、前記の精通弁護士名簿や国選被害者参加弁護士名簿を改定し、日本司法支援センターに提供しました。

犯罪被害者支援活動の援助

犯罪被害者支援基金から寄付金として、「公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター」に対し400万円を援助しました。

弁護士会の人権救済活動

● 人権擁護委員会の目的及び活動の概要

人権擁護委員会は、弁護士会に寄せられる人権救済申立事件について調査を行い、事案に応じて適切な措置をとることを主な任務としています。基本的人権の擁護は弁護士の使命であることに基づく弁護士会としての基本的な活動です。人権救済申立は随時受け付けており、費用の徴収は一切行っておりません。

調査の結果、人権侵害が確認された場合、人権侵害を行っている機関等に対し、警告（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を通告し、厳しく反省を促し、又は必要な是正措置をとることが必要であるとき）、勧告（相手方、その監督者等に対して、被害者の救済又は今後の侵害の予防につき適当な改善措置をとるよう要請することが必要であるとき）、要望（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を伝えることにより、その趣旨の実現を期待するとき）等の措置をとります。

人権救済申立のほとんどが受刑者など被拘禁者の処遇に関する訴えであるため、刑務所等へ警告・勧告等を行う場合が多いです。中には、学校やマスコミなどを相手方とする人権救済申立事件もあります。

また、2019年10月から、福岡県の委託にて、人権問題に関する弁護士による無料電話相談である「ふくおか人権ホットライン」を毎月第4金曜日に実施しています。

● 2021年の活動

（人権救済申立事件の措置）

① 福岡県内の法人及び児童養護施設に対する勧告（児童養護施設虐待事件）

福岡県内の法人が運営する児童養護施設の元職員が2016年1月頃から2019年3月頃までの間、複数の入所児童に対して犯罪を行ったことについて、同法人及び同施設が児童福祉法及びその関連法令（条例を含む）の定める最低限の技術的基準を順守していなかったために被害を事前に防止することができず、かつ、被害を拡大させたことは、被害児童の人格権（憲法13条）、子どもの成長発達権（児童の権利に関する条約前文、6条、19条）や虐待から保護される権利を侵害することから、市からの改善勧告を遵守するほか、(1)子どもの権利擁護を強化し、(2)危機管理を徹底するなどして、二度と虐待が発生しないための対策を徹底するよう勧告する。

② 福岡刑務所に対する勧告（懲罰情報告知事件）

福岡刑務所の職員が、刑務作業として計算係を命ぜられた受刑者に対して、当時収容されていた申立人が懲罰に付されている事実を告げた上、申立人の日課表にその旨の記載を命じたことについて、申立人（懲罰を受けた被収容者）の懲罰を受けたことに関する情報みだりに公開されないという法的権利（プライバシー）を侵害するものであることから、刑務作業として計算係を命ぜられた被収容者である受刑者に対して、他の被収容者が懲罰に付された事実を告げないよう勧告する。

③ 福岡拘置所に対する警告（監視カメラ付き居室収容事件）

死刑確定者として福岡拘置所に収容中の申立人が、2013年11月18日以降、現在（少なくとも2021年3月2日）に至るまで約8年間という異例の長期間にわたって、申立人が保管私物限量を超える物品の所持をしたこと及びボックスファイルを使用して不正に制作した棚を所持したことを理由として、監視カメラ付き第二種居室に収容され、24時間体制で監視されているという事案において、監視カメラ付き第二種居室への収容及びその継続は、その理由となる事実自体が認められず、仮に認められたとしても自傷のおそれとの関連性がなく必要性が全く認められないものであり、申立人のプライバシー権、人格権を不当に侵害するものであるため、福岡拘置所に対し、申立人に対する監視カメラ付き第二種居室への収容を中止するとともに、今後、同居室への収容を行う場合には、被収容者のプライバシー権、人格権に対する制約となること、24時間体制の監視による被収容者への精神的負担が大きいこと、保護室収容については72時間以内と法定されていることなどを十分に考慮し、収容の開始及びその継続の必要性を慎重に判断するよう警告する。

④ 福岡拘置所小倉拘置支所に対する勧告（監視カメラ付き居室収容事件）

被告人として福岡拘置所小倉拘置支所に収容中の申立人が、ノートに遺書と題する家族に宛てた文章を記載したことから、自死のおそれがあるとして2015年1月6日から監視カメラ付き第二種単独室に収容されたところ、その後に申立人が自死の意思がないことから監視カメラ付き第二種単独室への収容を中止するよう複数回にわたって求めたものの、専門的知見を有する職員（医師等）による申立人に対する事情聴取や意思確認を行うことなく2016年4月25日まで漫然と収容が継続されたことについて、申立人のプライバシー権、人格権を不当に侵害するものであることから、監視カメラ付き第二種単独室への収容の開始及びその継続の要否を判断する際には、被収容者のプライバシー権、人格権に配慮した内規・基準等を設け、専門的知見を有する職員（医師等）による被収容者に対する事情聴取や意思確認を行うよう勧告する。

⑤ 福岡県警察本部、福岡県南警察署及び警察庁に対する勧告（DNA型記録等抹消請求事件）

遺失物横領事件の被疑者として任意に福岡県南警察署に出頭した申立人が、警察官から何の説明もなく写真、指紋及びDNAを取得され、約3年後、申立人が福岡県南警察署に対して自身の写真、指紋及びDNAの記録を抹消するよう求めたが、拒否された事案において、採取及び抹消拒否はいずれも申立人の人権を侵犯するものであるため、福岡県警察本部、福岡県南警察署及び警察庁に対し、以下のとおり勧告する。

福岡県警察本部に対して、(1)DNA採取は原則として令状に基づいてすること、(2)DNAの任意での採取は、採取の意味、利用・保存方法などを十分に説明の上で書面による承諾を得ること、(3)申立人の写真、指紋、DNAの記録について警察庁に対し抹消依頼を行うことを求める。

福岡県南警察署に対して、上記(1)及び(2)に加え、(4)身体拘束されていない被疑者からの写真、指紋の任意での採取は、任意であるため拒否できる旨を事前に説明した上で実施することを求める。

警察庁に対して、(5)申立人の写真、指紋、DNAの記録をデータベースから抹消することを求める。

自死問題に対する取り組み

● 活動の概要

わが国の自殺者が1998年から2011年まで14年連続で年間3万人を越え、自殺の予防が国民的課題となる中、当会は、2010年度に、自死に関連する各種委員会（生存権対策本部、精神保健委員会、犯罪被害者支援委員会、消費者委員会、中小企業法律支援センター、子どもの権利委員会、高齢者・障害者委員会）で「自死問題対策関連委員会連絡会議」を立ち上げて、この問題の取り組みを開始しました。（「自死」という言葉は、自殺の社会的・道徳的非難をしない呼称です）。

その活動は次第に活発化し、2012年4月からは、上記連絡会議から発展した「自死問題対策委員会」を発足させ、以下のような様々な活動を行っています。

- (1) 自死の予防と弁護士の役割に関する調査・研究
- (2) 国や自治体、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職団体との協議、連携
- (3) 自死予防に関する知識及び、自死企図者の法律相談技術の向上を図る研究会の開催
- (4) 自死企図者や、その援助をする専門職からの法律相談申込に対応するためのシステムの構築
- (5) 自死問題についての社会的啓蒙活動
- (6) その他自死問題に関わる活動

なかでも、当会の活動の中心となるのは、次の2つの相談制度です。

①自死遺族法律相談

福岡市との共催で、毎月1回（原則として第1水曜日午後1時～4時）、天神弁護士センターに弁護士1名と心理専門職（福岡市が派遣）1名が待機し、自死遺族からの面談相談及び電話相談に応じます。専用電話番号は092-738-0073です。

北九州市では、相談受付は北九州市精神保健福祉センターが行い、法律問題に関わる場合に弁護士による無料相談を勧めていただき、同センターにおいて、弁護士1名とセンター職員（医師・保健師・心理士・福祉職・作業療法士）1名の原則2名体制で相談に応じています。

福岡県でも、毎月1回（原則として第4火曜日午後1時30分～4時30分）、福岡県精神保健福祉センターの相談室で弁護士が相談に応じます。事前予約制で、1日3件まで、1件につき相談時間50分が原則とされています。

②自死問題支援者法律相談

自死の危険の高い人本人ではなく、それを支援する方々（例えば、家族・親族、学校関係者、自治体や町内会関係者、医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、ソーシャルワーカーといった専門職など）からの相談申し込みを受け付けています。

平日の午前9時～午後4時まで、天神弁護士センターの専用電話（092-741-3210）で相談の申し込みを受け付け、原則48時間以内に担当弁護士から電話連絡をし、電話による相談に応じます。その結果、面談相談が必要な場合は、無料の面談相談（心理専門職の同席も可）を行います。

また、筑後地域では、「かかりつけ医による精神科医紹介制度」とタイアップする形での相談にも応じており、大きな実績を上げています。

● 2021 年の活動

様々な取り組みの結果、我が国の自殺者数は2012年に15年ぶりに3万人を下回り、2019年には自殺者数が2万人を下回りました。しかし、コロナ禍によって自殺者数が徐々に増えていき、2020年の自殺者数は、リーマンショック後の2009年以来11年ぶりに増加に転じました。

緊急事態宣言や外出自粛要請が出される中、難しい対応を迫られましたが、当会は自死問題関連の相談体制を維持しました。コロナ禍の続く2021年も、自殺予防の取り組みとして、以下のような活動を行いました。

- ◆ 自死問題支援者法律相談を実施し、支援者からの相談に応じています。
- ◆ 福岡市・北九州市と連携して、自死遺族法律相談（面談・電話）を実施しています。
- ◆ 福岡県の実施する自死遺族法律相談（面談）に弁護士を派遣しています。
- ◆ 3月及び9月に実施された福岡市主催のこころと法律の相談会に弁護士を派遣しました。
- ◆ 1月に、福岡大学病院精神科のスタッフとの自死問題に関する研究会を行いました。
- ◆ 3月に、市民向け自殺予防シンポ「未来を生き抜く力を見つけたい」を開催しました（基調講演は『生き心地のよい町』の著者である岡檀さん、パネリストに福岡市精神保健福祉センター長及び福岡いのちの電話事務局長）
- ◆ 9月に会内研修「弁護士と事務所職員のメンタルヘルスケア&心の問題を抱えた人への対応のスキル」を開催しました。

人権白書 2022 / 情報問題対策委員会

● 活動の概要

情報問題対策委員会は、行政機関に対する情報公開と、個人情報保護に関連する問題を取り扱っています。

最近の具体的な課題としては、特定秘密保護法の廃止を求め、共謀罪法案の成立に反対し、マイナンバー制度の拡大に反対したり、通信傍受法の適用対象の拡大等に反対する活動を行ってきました。シンポジウムの実施や街頭宣伝などの活動も行ってきました。

また、法律に基づくことなく監視カメラや顔認証装置の利用が広がっていくことにより、欧米民主主義国家では通常許されない、法律や令状に基づかない、罪もなき市民のプライバシー侵害の問題点を指摘し、プライバシーを保護するための立法を求める活動を行っています。

主権者の納めた税金を使って収集された行政情報の流通のあり方を決定できるのは、主権を有する国民（市民）自身です。また、主権者は、自らの幸福を最高度のものにするための手段として憲法によって設置されている行政機関から、必要もなく監視されたり、主権者として当然に許される政府批判の表現行動に対して干渉をされたりしないよう、民主主義社会の前提を守る必要があります。

主権者と政府の間に存在する報道機関が、政府の不正を暴いたり、政策の不備を批判するなど、民主主義の実現にふさわしい役割を果たすことができるよう、政府からの干渉を受けないことも、公的情報の流通の確保の観点から、大切なことです。

弁護士会として、2021年度に、以下の概要の会長声明を出し、また、顔認証システムを用いた高度な監視が可能なデジタル社会におけるプライバシー確保の必要性を考えるシンポジウムを行いました。

2021年5月6日付け「マイナンバーカードの義務化とデジタル関連法案に反対する会長声明」

マイナンバーカードの健康保険証機能付与が本年秋に運用開始となり、現行の健康保険証はまもなく廃止される見込みである。事実上市民にマイナンバーカードの発行、所持を義務づけることになる。当面現行の健康保険証でもよいことなどから、国が説明する資格過誤防止という目的の合理性は乏しい。他方、マイナンバーカードは、医療機関で顔認証システムを適用することを前提としている。GDPRでも、日弁連意見書でも、顔認証システムに対する厳格な規制立法を求めているが我が国には存在せず、プライバシー権を侵害している。

デジタル関連法案は、行政機関が相当と判断すれば、個人情報を活用できるガバメントクラウドを構築することを中心としており、プライバシー侵害の不法行為が生じる点の検討が欠落している。国民への説明も、国会での審議も不十分であり、拙速に成立させるべきではない。

2021年9月18日 日弁連共催シンポジウム

「デジタル社会と監視を考える～デジタルデータはどう活用されているか～」

科学ジャーナリストの倉澤治雄氏から、「中国デジタル革命と監視社会の行方」と題して、デジタル技術の実用化が最も進んでいる中国の状況をご報告いただきました。海外ジャーナリストの実証実験により、特定人物について、まちじゅうの6億台の監視カメラによる顔認証システムの適用で、わずか7分後に居場所を特定できたという報告がなされました。

福岡大学憲法教授である實原隆志氏、大垣警察市民監視事件当事者の船田伸子氏、西日本新聞 me 編集長相本康一氏をお招きして、デジタル社会の進展の中で、市民がプライバシー権や自由を守るために必要なルールについて議論しました。

【会長声明等】

札幌地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって

平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

(2021年(令和3年)4月28日発表)

1 2021(令和3)年3月17日、札幌地方裁判所で、同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定(以下「本件諸規定」という。)は憲法14条1項に反し、違憲である旨の判決が言い渡された。

2 同判決において、札幌地裁は、まず、同性愛者であっても異性とは婚姻できるから区別取り扱いにはあたらないとする国の主張を退けて、同性愛者のカップルは自分の性的指向に沿った相手と婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を享受することができない点で、異性愛者との区別取扱いがあるということを認めた。

そして、性的指向は、性別や人種と同様に自らの意思に関わらず決定される個人の性質であり、このような人の意思によって選択・変更できない事柄に基づく区別取扱いが合理的根拠を有するかの検討については、真にやむを得ない区別取扱いであるかの観点から慎重になされなければならないとした。

その上で、婚姻によって生じる法的効果を享受することは重要な法的利益であるところ、異性愛者と同性愛者との差異は性的指向が異なるのみであり、かつ、性的指向は人の意思で選択・変更できるものでないことから、そのような法的利益は同性愛者も異性愛者も等しく享受し得るものと解するのが相当であり、本件諸規定は、同性愛者と異性愛者について区別取扱いをするものであると認定した。そして、立法府は同性婚について否定的な意見や価値観を持つ国民が少なからずいることを斟酌することはできるとしたが、同性愛者が圧倒的多数の異性愛者の理解又は許容がなければ重要な法的利益である婚姻によって生じる法的効果を享受できないとするのは自らの意思で同性愛を選択したのではない同性愛者の保護にあまりにも欠けるところ、性的指向による区別取り扱いを解消することを要請する国民意識が高まっており、今後も高まり続けるであろうことや、外国においても同様の状況にあることからすれば、立法府の裁量権を行使するにあたっては限定的に斟酌されるべきとし、結論として、本件諸規定が、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであり、合理的根拠を欠く差別取扱いに当たり、憲法14条1項に違反すると認めた。

3 本件諸規定が同性間の婚姻を認めないことにより、結婚を望む同性カップルはきわめて広範な分野に及ぶ法律上、事実上の不利益を被ってきた。本判決は、憲法第13条及び第24条1項違反を認めなかった点では不十分であるが、これまで長きにわたり同性カップルが被ってきた不利益を、憲法14条1項に違反する差別であると断じた点で画期的なものである。

さらに、マイノリティであるがゆえに立法の過程で実現することが困難な権利が問題となる本件につき、違憲判断を行い、人権の最後の砦としての司法の役割を正しく果たした点で、高く評価すべきものである。

4 当会は、2019(平成31)年5月29日の定期総会において、本件諸規定が同性間の婚姻を認めないことは人権侵害であり、かつ、差別であるから、政府及び国会に対して同性間の婚姻制度を整備するよう求める「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」を採択した。

本判決は同決議とその方向性を一にするものであり、当会が求める同性間の婚姻制度の実現に向けて重要な意味を持つものとして歓迎する。

- 5 当会が「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」を採択してから既に2年近くが経過し、その間、パートナーシップ制度の拡大など、社会の理解は大きく進んだと言えるが、未だに同性間の婚姻制度は整備されておらず、政府・国会において、少なくとも公式には同性間の婚姻制度の整備に向けた議論の着手すらなされていない。

その間、同性カップルに対する差別は継続し、放置されてきた。

そこで、当会は、本判決により本件諸規定が憲法違反であると認定されたことを受けて、政府及び国会に対し、本判決を真摯に受け止め、同性間の婚姻制度を直ちに整備することを改めて求める。

憲法記念日にあたっての会長談話

(2021年（令和3年）5月3日発表)

日本国憲法は、本日、施行から74年を迎えました。

日本国憲法は、大日本帝国憲法下で起こった幾多の深刻な人権侵害の反省のもとに、国家よりも個人を尊重し、個人の尊厳と自由で最大の価値を置くことを宣言して、多様な人権規定を設けました。

表現の自由、移動の自由、営業の自由、学問の自由などの自由権規定は、国家から制約も強制もされず、自由に物事を考え、行動できる権利であり、人々が自分らしく幸せに生きるために当然に必要なものです。

加えて、日本国憲法は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、ひとしく教育を受ける権利、勤労の権利といった社会権規定を設け、国の積極的な配慮を義務づけました。これは、かつて徹底した自由主義の下で、富の偏在や経済的弱者を生み出すなどの様々な弊害が生じたことを反省し、人々の暮らしを守るために国の一定の配慮を認めるようになった、20世紀以降の世界の潮流を受けたものです。

こうした基本的人権は、日本国憲法において、侵すことのできない永久の権利として確認され、これまで私たちが大切に守り続けてきたものです。

新型コロナウイルス感染の拡大とその対策のために、私たちの生活は、さまざまに変容しました。

感染者の増加による医療崩壊を防ぎ、大切な命が失われないようにする必要があることは間違いないところです。

他方で、感染対策のために、行き過ぎた人権侵害や差別が広がることがないように、慎重に見守る必要があります。

福岡県議会は、昨年、「福岡県ワンヘルス及び人獣共通感染症対策等の推進に関する条例」につき、罰則付きで報告義務を課すことを検討していました。これに対して、当会は、当条例審議中に、罰則付きで報告義務を課すことについて反対する会長声明（12月10日付）を発出し、県議会は、罰則を削った形で条例をまとめました。

本年2月13日に改正された感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法には、入院を拒否すると50万円以下の過料が課される規定があります。これにより、移動の自由や営業の自由などが侵害される危険性があります。国家による自由と権利の制限は、私たちが気を緩めれば、いっそう広範に

及ぶ可能性があり、国家による深刻な人権侵害が生じさせかねません。

私たちは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐと同時に、自由と権利が国家によって不当に広く制限されることがないように、冷静に見つめ、判断していく必要があります。

加えて、長期間にわたる自粛の要請により、廃業に追い込まれた経営者や、失業などで給与を受けられない労働者も多数出てきました。働くという喜びを享受できないばかりか、多くの市民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が脅かされる事態にまで至っています。また、昨年3月2日からの全国一斉休校により、子どもたちの学ぶ権利が脅かされ、今もなお、その影響は続いています。

いま、改めて、人々が自分らしく幸せに生きるために社会権規定が定められた意味を考え、国に積極的な関与を求めていく必要があります。

コロナ禍で社会が大きく変化している局面だからこそ、憲法が定めた基本的人権を守るための取り組みが重要です。

これらの一助となるために、福岡県弁護士会は、今後も、憲法の基本原則や根本理念を尊重して基本的人権を擁護し、社会正義を実現すべく、法律専門家団体として全力で活動してまいります。

マイナンバーカードの義務化とデジタル関連法案に反対する会長声明

(2021年(令和3年)5月6日発表)

1 はじめに

本年3月、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の試験運用が開始され、今秋にも本格運用が開始されようとしている。さらに、特別定額給付金の支給が迅速に行われなかったことの改善などを目的として、マイナンバーカードの積極的な活用を一つの柱とするデジタル関連法案が国会に提出され、すでに衆議院で一部修正の上承認され、参議院で審議されている。これらには、以下に述べる問題点がある。

2 マイナンバーカードの義務化について

(1) 権利が義務になる問題点

健康保険証の一体化に加え、マイナンバーカードと運転免許証の一体化も、2024年度を目標として進められている。健康保険証については、現行のものを廃止することにより、政府は2022年度末にはほぼ全国民がカードを取得することを目標にしている。医療サービスを受けようとする者の全員が持たざるを得ないのなら、利便性を求めるものの権利ではなく、事実上の義務化に逆転すると言うほかない。

当会は、マイナンバー制度に対して、病気や障がいなどのセンシティブな情報の収集・蓄積と名寄せの手段となり、プライバシー権を侵害するとして反対してきた(2013年(平成25年)5月10日「共通番号法」制定に反対する声明等)。マイナンバーカードが任意の制度とされている趣旨は、プライバシー権を重視する市民に「カードを持たない自由」を保障するというプライバシー保護が根幹にある。事実上の義務化は、このプライバシー保護の根幹を犯すものとして許されない。

また、入力ミスにより、本人の患者情報が確認できない不具合のほか、他人の患者情報がひも付けされるなどの重大な問題事象が生じたため、本年3月の本格運用がいったん延期されている。

る。本格運用がなされれば、同意を前提として患者の投薬状況等について照会が可能となるが、内容が誤っている場合、他の患者のプライバシーを侵害するばかりでなく、誤認により本人の適切な治療が妨げられる恐れすらある。ヒューマンエラーを前提とすると、利便性があるとは到底考えられず、生命健康の利益を上回るはずがない。

これに対し、健康保険証との一体化のメリットとして資格過誤の防止が挙げられているが、係る資格過誤の割合はわずかに0.27%にすぎない。しかも、現行の健康保険証が併用されること、なりすまし防止のためには目視でもよいことからすると、患者の指紋を逐一チェックするに等しい顔認証チェックは過剰なプライバシー侵害として、いわゆる比例原則に反している。

さらに、法律で厳重な管理を要するとされるマイナンバーが記載されたカードを、日常生活で頻繁に利用され、携帯されることも多い健康保険証と一体化することは、制度的に矛盾しており、紛失や漏洩の機会が飛躍的に増大する。

(2) 顔認証チェックの既成事実化について

また、マイナンバーカードのＩＣチップには顔画像データが登載されているところ、医療機関の窓口では、カードリーダーによってこの顔画像データから顔認証データ（目・耳・鼻などの位置関係等の特徴点を瞬時に数値化したもの）を生成し、顔認証チェックによる本人確認を行うことになる。

しかしながら、顔認証データは、指紋の1000倍の本人確認の精度があるため、我が国でもこれを用いた本人確認が実用化されているが、その収集・利用が強制である場合、必要性・相当性が欠ければ違法なプライバシー侵害となりうる。

この点、当会は、2014年（平成26年）5月27日に、警察が法律によらず顔認証装置を使用しないよう求める声明を発した。罪もない市民の行動を監視することが容易になり、プライバシー侵害ばかりでなく、市民の表現の自由を萎縮させる危険が大きいからである。

ＥＵ（欧州連合）では、ＧＤＰＲ（一般データ保護規則）9条1項で顔認証データの原則収集禁止を掲げ、空港やコンサート会場での顔認証システムの使用に際しても、同意していない客の顔認証データを取得しないようにしなければならない。

我が国でも、顔認証チェックによる本人確認について、民間における顔認証データの利用場面においても、利用できる条件等についてのルールを法律で作成しないまま運用されるべきではない。

3 デジタル関連法案について

また、すでに衆議院を通過し、参議院で審議中のデジタル関連法案は、当会が一貫して反対しているマイナンバーの利用拡張を内容とする預貯金口座の管理法案を含んでおり問題がある。

この点、デジタル関連法案には行政機関が保有する個人情報、省庁の垣根を越えて共同でクラウド管理する（ガバメントクラウド）ことが含まれている。そのため、行政機関が保有する個人情報は、今後市民が知らない間にさらに自由に利用される懸念がある。現状でも、国が保有する個人情報について、匿名加工をして民間での利活用を図るとして、すでに国を被告とする訴訟の原告団情報が対象とされているとも言われている。

しかし、国が取得した情報は、国が自由に処分してよいわけではない。医師や弁護士が取得した情報は、守秘義務で守られ、勝手に処分されないルールにより、市民はプライバシー侵害を恐れずにサービスを受けることができるのである。

形式的には、ガバメントクラウドの対象となるのは、行政機関個人情報保護法の解釈で適合した

と行政機関自身が判断したものとされるが、個人情報保護法適合性とは別の枠組みとして、プライバシー権侵害の必要性・相当性の観点から、不法行為が成立する可能性があることに配慮しておらず、適当ではない。国に対する市民の裁判を受ける憲法上の権利（憲法17条、32条）の保障に抵触する可能性すら考えられるのであり、到底許されない行為である。

現状の行政機関個人情報保護法においては、「相当の理由」さえあれば個人情報を本人の同意なく目的外利用できる条項が定められており、これを市民がチェックする機会もなくクラウドでさらに利用範囲を拡大することは危険を伴う。このようにプライバシー侵害を防ぎ得ず、拡大しかねないデジタル関連法案について、その危険性を十分に市民が理解していないまま成立させることには重大な問題がある。

そもそも、デジタル関連法案は、多くの法案と条文の変更を含んでいるにもかかわらず、全体像の主権者へのわかりやすい開示はなされておらず、リスクが周知されているとは到底言いがたい。当会としても、判明した問題点の1部を指摘できただけであり、全体像とその問題点には未だ解明できていない部分も残されている。

4 結論

よって、マイナンバーカード保有の事実上の義務化のみならず、法律による限定のないままの顔認証チェックを既成事実化することは、重大なプライバシー侵害と監視社会状況を招く懸念があり、許されない。

また、デジタル関連法案は、拙速な審議で可決されるべきではなく、参議院において否決され、廃案とされたうえ、十分な周知と主権者が同意・不同意を検討する時間が付与されるべきである。

罪に問われた障がい者に対する支援の拡大を図り、 その個人の尊厳の回復に向けて活動する宣言

（2021年（令和3年）5月27日発表）

障がい者が罪に問われた事案の中には、福祉的な支援が届いていなかったがゆえに、また根深い差別ゆえに社会から疎外され、生活に困窮し、その結果、犯罪を繰り返している事案が少なからず存在する。

さらに、罪に問われた障がい者は、その障がいの特性から、捜査機関に供述を誘導されるおそれがある。また、私たち弁護士もその障がいの特性を理解していなかったために適切な弁護ができず、重要な事実が見逃されてきた可能性がある。そして、障がいゆえに差別され、他者に受け入れられた経験に乏しいことから、自らに有利な事実を主張することを放棄する者がいることも経験的に知られている。

このような罪に問われた障がい者が早期に福祉的支援を受けることは、まさに「個人の尊厳」を回復させる意義を有すると気づき、すでに各弁護士や当会を含む各弁護士会において、福祉専門職や福祉的専門団体との協働が実現し、大きな成果を挙げてきた。

かかる動きを受け、国は、2021年度（令和3年度）、地域生活定着支援センターの事業に、被疑者・被告人に対する福祉的支援を行い、早期に被疑者・被告人を地域生活に移行させる、「被疑者等支援事業」を加えた。これによって、全国で一律に、被疑者・被告人への福祉的支援が実施される計画となっている。

しかし、かかる「被疑者等支援事業」だけでは罪に問われた障がい者の個人の尊厳を回復させるに

は十分ではなく、この事業の開始を契機として、当会としても、さらなる活動の拡充が必要である。

そこで、当会は、罪に問われた障がい者の個人の尊厳の回復を図るために、以下の事項に取り組むことを宣言する。

- 1 個々の弁護士が刑事弁護活動において主体的・積極的に福祉との連携に取り組むよう促進し、より充実した研修実施、情報提供を行うこと
- 2 福祉機関・団体とのより一層の協力関係を構築すること
- 3 障がい者への福祉的支援の意義及び差別解消の必要性についてさらなる社会の理解を求めること

宣言の理由

1 罪に問われた障がい者の存在と福祉的支援の必要性

2019年（令和元年）の矯正統計年報によれば、同年の新規受刑者のうち、20%が、知的障がいがあるとされるIQ69以下である。また、このIQを測定するに当たって「テスト不能」とされた人を含めると23%に上る。

この数字によらずとも、私たち弁護士は、刑事弁護を通じ、少なくない被疑者・被告人に、コミュニケーションの取り難さを感じる事があった。そして、私たちは、これが障がいによるものであると気付かなくとも、その被疑者・被告人の歩んだ人生に触れるとき、その生きづらさがあったことを知り、また、その生きづらさが刑事事件につながったこと、この生きづらさを解消する福祉的な支援が得られれば、罪に問われなかった可能性があったことも、経験的に感じていた。さらに、その生きづらさの根底には、障がい者に対する差別があり、その差別ゆえに、自ら社会との関りを持たず、また、その関りを持つことを諦めざるを得なかった人々に接することもあった。

このような状況は従来から続いていた中で、2006年（平成18年）1月には、いわゆる下関駅放火事件が発生した。これは、通算して40年を超える刑務所での受刑歴があり、知的障がいのあった被告人が、出所後、福祉的支援の途を探したが、これを得られず、出所して8日後に、自ら刑務所に戻ることを目的として、下関駅に放火して全焼させた事件であった。この事件を契機として、このように罪に問われた障がい者に対する福祉的支援の必要性が社会的にも認知されるようになった。

これを受けて、2009年度（平成21年度）から国の「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始され、地域生活定着支援センターが主体となって、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉の支援を受けられるような取り組みがはじまり、2012年（平成24年）にはこれが全国に広がった。これによって、障がい者が、矯正施設に収容されたならば、福祉の支援を受けられる機会が設けられた。

しかし、そもそも、罪に問われた障がい者が、社会内において福祉の支援を得られていたならば、罪を犯さなかった可能性がある。加えて、刑事施設で受刑することになれば、それまでの社会資源が失われ、社会との関係が希薄化し、社会復帰と自立が困難になって、ひいては個人の尊厳の回復が困難になる。

そのため、矯正施設に収容される前段階である捜査あるいは公判段階における福祉的支援を充実化することは極めて重要であるし、その根源を正すという意味で障がい者の差別を解消することも必要である。

2 福岡県弁護士会の取り組み

このような罪に問われた障がい者が少なからずいる中で、障がいについての知識があり、あるい

は福祉関係者との人脈のある弁護士は、捜査あるいは公判段階において、その知見や人脈を用いて、障がい者に気づき、福祉関係者らと連携して、その福祉的支援を得てきた。

しかしながら、このような個別の弁護人の属人的な知見や人脈に依存しては、弁護人次第で、罪に問われた障がい者の権利を守る機会が失われていることから、制度として福祉的な支援を得られるようにすることが求められていた。

そこで、当会は、2014年（平成26年）に、罪に問われた障がい者の特性に即応した権利擁護活動を行うことを目的として、刑事弁護等委員会及び高齢者・障害者等委員会の委員からなる触法障害者支援ワーキンググループを組織した。

また、当会会員に対する研修や啓発を通じて、各弁護人の障がいへの気づきを促したり、各会員の障がいや福祉に関する知識を深めたりしてきた。

そして、各福祉関係者とも連携し、福祉の側における罪に問われた障がい者に対する偏見を除去することに努めてきた。

さらに、当会は、2014年（平成26年）から北九州市の、2015年（平成27年）から福岡市の、各障がい者基幹相談支援センターと連携し、罪に問われた障がい者の刑事弁護を行う会員が福祉的支援を得られる枠組み作りに取り組んできた。これらの制度によって、前記両市への帰住を希望する被疑者・被告人に関しては、個別の弁護人が、福祉関係者との人脈等がなくても、福祉的支援を一部でも得られるようになった。

併せて、当会からの働きかけも契機として、県内の裁判所では、勾留質問に際して、障がいの有無を確認し、その結果を国選弁護人に通知する取り組みが広がりつつある。

3 さらに福祉的支援を促進することの必要性及びそれに伴う制度の整備並びに差別解消のための取り組みの必要性

(1) しかしながら、捜査あるいは公判段階における福祉的支援のための制度、ないし個々の会員の活動は未だ十分であるとは言えない。

刑事手続において被疑者・被告人への福祉的支援を実現するためには、弁護人が障がいの特性に精通し、福祉制度に精通した福祉の専門家との連携を図ることが必要である。そのためには、弁護人が主体的に活動してこそ、罪に問われた障がい者の福祉的支援を実現することができ、その個人の尊厳の回復を図ることができることを、私たちは改めて自覚する必要がある。

(2) 2021年（令和3年）においては、前記地域生活定着支援センターの業務が拡大され、捜査又は公判段階から、障がい者を含む罪に問われた福祉的支援の必要な人の福祉的支援に向けた取り組みがはじまった。

しかしながら、公が主導する支援にも限界があり、本来支援対象とされるべき被疑者・被告人が適切に選別されない、あるいは、被疑者・被告人の意思を十分に尊重せず、意に反した支援が進んでいく可能性を否定できない。何より、現段階での制度では、「不起訴相当事件および起訴されたとして執行猶予がほぼ確実に予測される事件」のみが、その支援対象となる危険があり、弁護人により積極的な活動がなければ、救われるべき被疑者・被告人の福祉的支援が置き去りにされてしまう。そのため、罪に問われた障がい者に対する支援を充実化し、個人の尊厳の回復につなげるためには、公が主導する支援だけでは不十分であり、被疑者・被告人に接する弁護人こそが主体的に取り組む必要がある。

一方、当会と北九州市及び福岡市の障がい者基幹相談支援センターとの連携事業の利用件数が、統計上想定される件数から考えて低調であることから明らかなように、個別の弁護人の意欲

に依存するだけでは罪に問われた障がい者に対する支援を広く充実させることは困難である。

そこで、当会は、個々の弁護人が福祉と連携し、罪に問われた障がい者のための福祉的支援を実現できるよう、個々の弁護人の活動を促進しなければならない。

- (3) また、個々の弁護人が、罪に問われた障がい者の障がいに気づかなければ、刑事手続を通した福祉的支援を実現することもできない。そして、弁護人に福祉についての正しい知見がなければ、罪に問われた障がい者のために適切な福祉的支援を図ることは困難である。

そのためには、私たちが、障がいや福祉について、さらに研鑽しなければならず、当会としても、その研鑽の機会を設けなければならない。

- (4) また、弁護人が罪に問われた障がい者の個人の尊厳を回復させるためには、その障がい者の特性に合った、適切な福祉的支援を実現する必要がある。

そのためには、より多様な福祉の支援を得る機会を保障する必要があることに鑑み、当会が、より多くの福祉との協力関係をより一層強化しなければならない。

- (5) さらに、先に述べた通り、障がい者が罪に問われた事件の中には、その差別を受けた経験から、自ら社会との関りを閉ざしたことが原因となったものもあった。前記下関駅放火事件で罪に問われた障がい者のように、社会に受け入れられることを諦め、刑務所に行くために、罪を犯した事件もあった。このような、いわば負の連鎖を断ち切るためにも、より根源的な問題として障がい者に対する差別を解消する必要がある。

そして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、施行された今日においても、罪に問われた障がい者が直面する現実においては、障がい者に対する差別が解消されたというには未だ道半ばである。障がい者が、差別されず、社会から受け入れられていれば、その犯罪に至らなかった可能性があることにも鑑み、障がい者の差別の解消に取り組む必要がある。

- 4 そこで、罪に問われた障がい者の個人の尊厳を回復するために、弁護人が主体的に福祉と連携することを当会が促進することのほか、当会が前記事項に取り組むことを決意し、ここに宣言するのである。

中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、 経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言

(2021年（令和3年）5月27日発表)

2020年1月以降、全国各地に拡大した新型コロナウイルス感染症の脅威は、多くの尊い生命を奪い、人々の健康を著しく害する結果を招いた。

感染防止のため、国は、三度にわたり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出した。

福岡県は、九州で唯一、三度の緊急事態宣言について対象区域とされ、不要不急の外出・移動の自粛や、一定の施設及び飲食店に対し、営業休止、営業時間の短縮等が要請された。宣言期間外も、福岡県独自のコロナ警報が発令されるなどして、経済活動は著しく停滞し、対応に迫られた中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）、ひいてはそこで働く従業員（家族）への影響は甚大なものであった。

大規模な予算措置を講じた国や自治体の様々な支援策をもって、経営面の苦境から立ち直れずに疲弊し、倒産の危機に瀕している事業者も多い。中小企業等は我が国の企業数の99%以上を占めてお

り、そこに就労し生活の糧を得ている従業員の雇用環境も悪化し、家族も困窮している状況がある。また、中小企業等においては、国や自治体の施策や制度に頼るだけでなく、ポストコロナを見据えた企業としての経営力強化も重要となる。

このような局面においてこそ、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士が、法的な知識や情報を駆使して、中小企業等を支援して経営の維持・改善、ひいては持続可能な社会の実現に向けた活動を展開し、従業員の生活、取引先の経営安定化にも資するよう、役割を果たすべき必要があると自覚する。

よって、当会は、中小企業等の経営を維持し、もって、地域経済・社会の活性化を図ること、経営者、従業員とその家族、取引先のすべての暮らしと権利が守られる社会の実現を目指し、次のとおり宣言する。

- 1 中小企業等が活用できる各種施策や制度の周知を目的として、弁護士会の相談体制をさらに充実させるほか、容易に参加可能なWebその他適宜の方法を活用したセミナー等を実施する。
- 2 中小企業等が容易に弁護士にアクセスし、経営の維持、経営力の強化に役立つ情報や法的助言を得られるよう、地方自治体、中小企業支援機関・団体、金融機関等と適切な連携・協力関係を推進するほか、司法手続を利用した中小企業等の再生支援の取組みが円滑になされるよう裁判所との認識共有に努める。
- 3 弁護士が地元の中小企業等から相談を受けた際に、適切な助言、具体的な支援を行えるよう、当会会員への研修制度を充実させる。

提 案 理 由

1 新型コロナウイルス感染拡大の経過

- (1) 2019年末、新型コロナウイルスの存在が確認され、2020年1月に日本国内で、同年2月に福岡でも初めて感染者が確認された。

2020年3月下旬から徐々に感染者数が増加したことを受け、同年3月28日、福岡県知事が、県民に対して、3月28日・29日の不要不急の外出自粛を要請した。

その後、感染経路が特定できない症例が多数に上り急速な増加が確認されていったことから、2020年4月7日、福岡県を含む7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。7都府県以外においても、急速に感染が拡大したため、同月16日から緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大された。

2020年5月14日に、福岡県の緊急事態宣言は解除されたものの、その後も感染は収束せず、福岡県では、同年8月8日、県独自のコロナ警報が発令された。接待を伴う飲食、酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店等に対しては、ガイドライン遵守や客の滞在時間を短くすることが求められ、県民らはガイドラインを遵守していない店の利用自粛、滞在時間の短縮などを求められた（この県独自のコロナ警報は、同年12月12日にも発令された。）。

その後、2020年末頃から「第3波」が拡大局面に入り、2021年1月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に二度目の緊急事態宣言が発出された。福岡県内でも、感染者が急激に増加したことを受け、同年1月13日、福岡県を含めた2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪

府、兵庫県、福岡県）が対象区域に追加された。同年2月28日に福岡県の緊急事態宣言は解除された（二度目の緊急事態宣言は最終的に3月21日に全面解除）。

しかし、全国各地で変異株感染者の増加・感染者のリバウンドなどの「第4波」の到来とも指摘される状況に至る中、2021年4月23日、三度目の緊急事態宣言が、東京都、大阪府、京都府、兵庫県の4都府県に発出された（当初の期間は4月25日から5月11日までの17日間）。同宣言は、同年5月12日以降も延長されることとなり、福岡県が愛知県とともに対象区域に追加され、いまだに緊迫した状態が続いている。

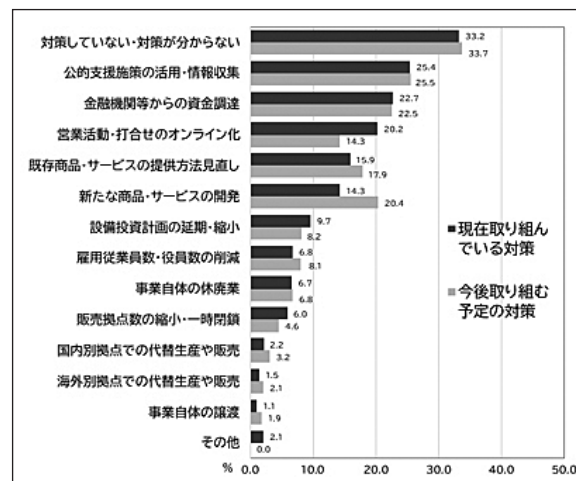
- (2) 福岡県は、三度にわたる緊急事態宣言の対象区域とされ、一度目の緊急事態宣言では、生活の維持に必要な場合を除く外出の自粛、学校休校、百貨店や映画館等多くの人が集まる施設の使用制限などの要請がなされ、二度目の緊急事態宣言でも、同様に外出や移動の自粛、時短営業の要請等が行われた。三度目の緊急事態宣言では、酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店に対して時短営業を超えて休業要請がなされるなど、より厳しい措置がとられている。

三度にわたる緊急事態宣言や、宣言外の期間中における営業時間の短縮要請などによって、事業者は直接的な打撃を受け、さらには、新型コロナウイルス感染拡大による社会全体に蔓延した停滞感により、中小企業等らは疲弊し、そこで働く従業員・その家族らへも非常に大きな打撃を与えている。

2 適切な情報提供と助言の必要性

国や各自治体による様々な支援施策（給付金、助成金、補助金、各種融資・保証制度等）が打ち出されたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染拡大に伴う中小企業等の経営面への打撃は大きかった。その影響について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が2020年4月に実施した「新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査（2020年4月度）」によれば、前年（2019年）同月比の業績比較では、「大幅なマイナス影響が発生している」と答えた企業の割合が41.1%と最も多く、将来的な見込みも含めマイナス業績が発生すると回答した企業の割合との合計は79.2%にのぼった。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う現在・今後の事業活動上の対策としては、「対策していない・対策が分からない」が両者とも約33%と最も多く、次いで「公的支援施策の活用・情報収集」が約25%であった。



※中小機構「新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査（2020年4月度）」より

3 当会の活動

上記調査結果にも表れているように、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中小企業等への支援策として、適切な情報を迅速に提供することが重要であるところ、当会では以下のとおり活動してきた。

(1) 一度目の緊急事態宣言前後における無料法律相談の実施

当会は、一度目の緊急事態宣言が発出される前の2020年3月24日より、新型コロナウイルス感染拡大ないし感染拡大防止対策による影響を受け、法的課題を抱えた中小企業等や従業員への情報提供、緊急性の高い相談への対応を充実させるため無料の電話相談を開始し、7月30日まで実施した。この相談期間中、中小企業等の事業者からは合計130件の相談を受けた。特に緊急事態宣言期間中は資金繰り対応や労務関係の相談が多く、これらの相談需要に応じてきた（従業員からは、解雇や休業補償などの賃金問題等の相談が寄せられた。）。

さらに、新型コロナウイルス感染症が発生する前から実施していた、事業者向け法律相談窓口「ひまわりほっとダイヤル」における初回相談料無料（平日毎日受付）も継続し、新型コロナウイルス感染拡大に対応するための中小企業等への相談に対し、常時対応できる体制を取ってきた。

(2) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインへの対応

個人及び個人事業者を対象とした「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を新型コロナウイルス感染症に適用する特則が設けられ、2020年12月1日から運用が開始された（以下「コロナ版ローン減免制度」という。）。コロナ版ローン減免制度を利用することにより、信用情報機関（いわゆるブラックリスト）に登録されない、原則として保証人に保証債務の履行が請求されず、請求される場合も合理的な範囲内とされる、弁護士などの登録支援専門家の支援を無償で受けられるなどのメリットを受けつつ債務整理を行い、生活再建を目指すことができるようになった。当会では、コロナ版ローン減免制度による支援が円滑に進むよう、弁護士登録支援専門家の拡充、個人事業者や市民への周知活動、金融機関への協力要請、自治体、各機関団体への周知要請、福岡簡易裁判所との協議等の活動を行ってきた。

(3) ADR機能の活用

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて売上が激減した中小企業等にとって、店舗や事業所等の賃料が大きな負担となり、他方で賃借人の売上激減等の影響によって賃貸人である不動産事業者も不安を抱えている実情があった。その課題に応えるため、当会は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）と協働して「ひまわりほっとダイヤル」を活用した「ひまわりほっとダイヤル賃貸借問題相談キャンペーン」を実施するとともに、日弁連が立ち上げた「新型コロナ・事業者賃貸借ADR」パイロット事業に参加し、賃借人・賃貸人の双方が賃貸借契約に関する法的問題を解決する場として弁護士会ADRを活用する施策を実施した。

(4) 二度目の緊急事態宣言期間中における無料法律相談の実施

2021年2月1日から3月31日までの間、日弁連と協働して、県内18か所の法律相談センターにおいて、新型コロナウイルス関連相談について無料相談を実施した。この期間中、個人事業者からのコロナ版ローン減免制度や持続化給付金に関する相談を含め、合計45件の相談を受けた。

(5) 生活相談ホットラインの実施

2021年2月25日には、休業や雇止めで生活に困窮する市民の増加や消費生活に及ぼす深刻な打撃等、多方面に深刻な影響を及ぼし続けている状況をふまえて、日弁連と協働して無料電話相談

「生活相談ホットライン」を実施した。同ホットラインにおける当会での相談受付件数は60件（全国で844件）にのぼり、そこでは、自助努力では到底解決し得ない中小企業等の経営破綻への不安、個人の生活苦といった悲痛な叫びも寄せられた。相談者からは、相談担当弁護士から懇切な助言や情報提供を得て解決の糸口が見つかったという感謝の言葉があった。我々弁護士が、新型コロナウイルス感染拡大によって疲弊した中小企業等や市民の救済に役割を果たすことができることをあらためて実感した。

(6) 三度目の緊急事態宣言期間中における無料法律相談の実施

三度目の緊急事態宣言の発出を受け、当会では、2021年5月12日から同年8月31日までの間、日弁連と協働して、県内18か所の法律相談センターにおいて、新型コロナウイルス関連相談について無料相談を実施することとした。

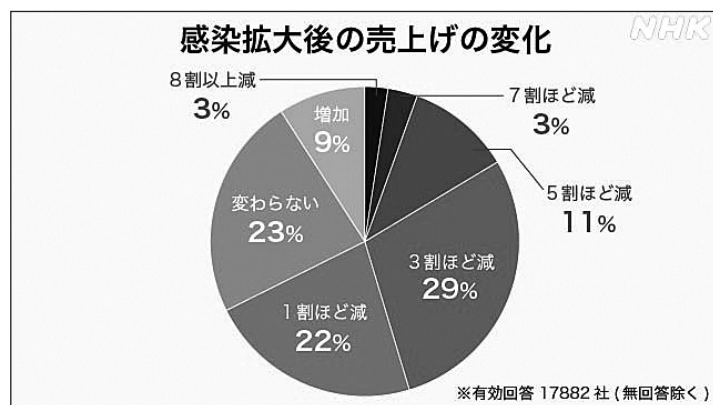
4 今後の課題と弁護士会が果たすべき役割

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響は解消していないこと

以上のとおり、当会は、日弁連と協働して、新型コロナウイルス感染拡大に疲弊する市民、中小企業等への情報提供、法律相談をきめ細やかに実施してきた。

しかしながら、事態が長期化するなか、新型コロナウイルス感染拡大がもたらす影響は広範囲に及んでいる。

NHKが生命保険会社と共同で2020年11月20日から12月25日までのおよそ1か月かけて行ったアンケート調査（全国5万0994社の企業を対象に行い、35.7%にあたる1万8224社から有効回答）の結果によれば、全体の68%の企業が感染拡大前と比較して売上が減少したと回答した。最も多かったのは「3割ほど減少」の29%、売上が5割あるいはそれ以上に大幅に減少したと回答した企業の割合が合計17%あった。

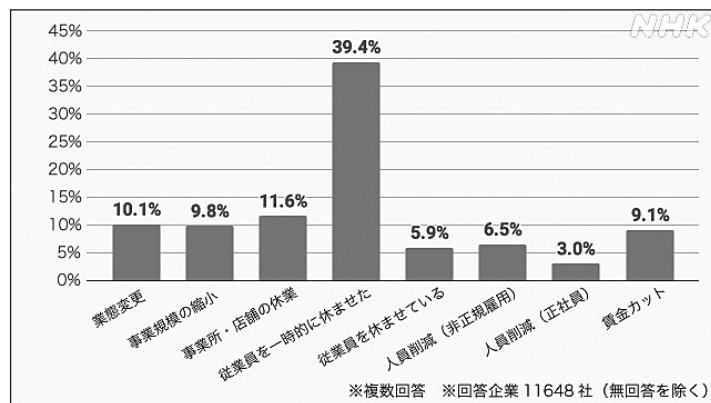


※NHKホームページ「データで見る 新型コロナ 中小企業への影響」より

(2) 従業員の生活支援

企業の経営悪化の影響は従業員の解雇・退職につながっており、上記NHKと生命保険会社共同のアンケート調査によると、特に、正規雇用の従業員を退職させた企業の割合に比べて、非正規雇用の従業員を退職させた事業者（中小企業等）が2倍以上にのぼるとの結果が出ている。

厚生労働省は、2021年4月8日、新型コロナウイルスの影響で解雇や雇止めにあった労働者が、見込みを含めて10万人を超えたと発表した。このことから、当初は、休業や営業時間短縮を



※NHKホームページ「データで見る 新型コロナ 中小企業への影響」より

余儀なくされた事業者（中小企業等）への支援が急務であったところ、事態が長期化するにつれ、労働者（特に非正規労働者）に影響が拡大していることがわかる。

弁護士、弁護士会としては、中小企業等への支援が、従業員及びその家族のかけがえのない生活支援にもつながることを深く認識し、活動することが大切であると考えている。

(3) 中小企業等への情報提供・助言活動の継続の必要性

新型コロナウイルス感染症関連で国・自治体による施策や制度が多数設けられたが、実情としては、それら施策や制度の正確な情報が十分に行きわたっておらず、活用しきれていない中小企業等や市民もいた。

そこで、弁護士や弁護士会が、中小企業等が活用できる施策や制度の周知のため、継続して、各地の相談体制が充実するよう助力するとともに、感染リスクを極力低減させ、安心して、かつ簡便に情報を得られるよう、対面の相談やセミナー以外にも、Web等適宜の方法を活用したセミナー等を実施することが有用である【提言1】。

(4) 弁護士へのアクセス障壁の解消

中小企業等が、容易に弁護士にアクセスし、経営の維持、経営力の強化に役立つ情報や法的助言を得られるよう、自治体、中小企業支援機関・団体、金融機関等との適切な連携・協力関係を増強することが重要である。また、中小企業等が民事再生手続等の司法手続を利用する必要性が生じた場合に再生支援の取組みが円滑になされるよう、裁判所との事前協議や認識共有に努める必要がある。【提言2】。

(5) 当会会員への情報提供及び研修の実施

中小企業等や市民が、当会が運営する法律相談センター、各弁護士の事務所に相談に赴くことも多い。その際に、相談に対応した弁護士が各種施策や制度を的確に助言することが大切である。そのためには、弁護士自らが、施策や制度等について正確な情報を獲得する必要がある。しかし、個々の弁護士の努力では情報収集の範囲に限界がある。

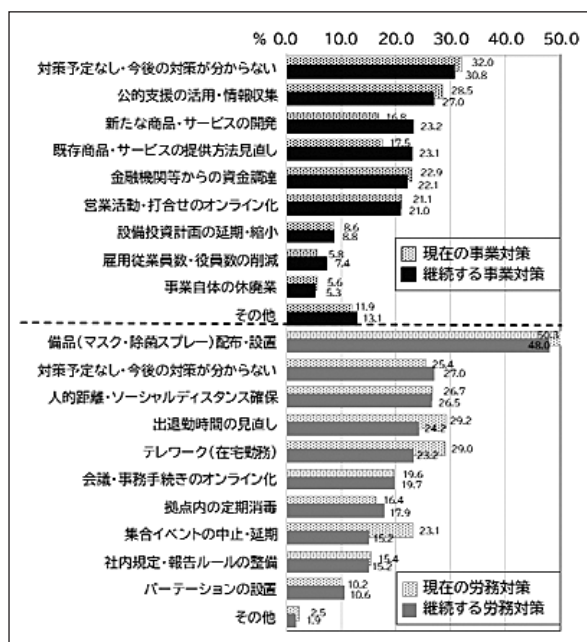
そこで、当会の会員に対し、メール配信を活用した日常的な情報提供とともに、Web等を活用して、研修を充実させることが考えられる【提言3】。

(6) これから求められる弁護士の役割

新型コロナウイルス感染症対策としての国や自治体の補助金等の施策、融資制度の条件緩和といった施策は永続するものではない。いずれ自助努力が求められる時期が来る。その来るべき時期に向けて、中小企業等が企業としての体力を回復していく必要がある。

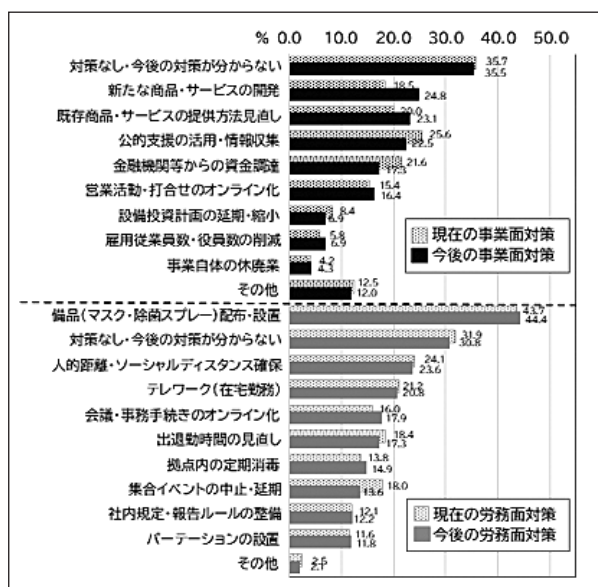
新型コロナウイルスの感染症拡大のなか、従来とは異なる消費者の新たな需要も生まれており、そのような新規需要に応える事業展開も望まれる。前述のとおり、中小機構の「新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査（2020年4月度）」の結果では、事業活動上の対策に関して「対策していない・対策が分からない」という企業数が多かったところ、翌5月度の同調査では、「新たな商品・サービス開発」、「商品・サービスの提供方法見直し」などの対策を強化しようとする傾向が見られた。中小機構の2020年6月度調査、2020年7月度調査においても、その傾向が続いている。

<2020年5月度>



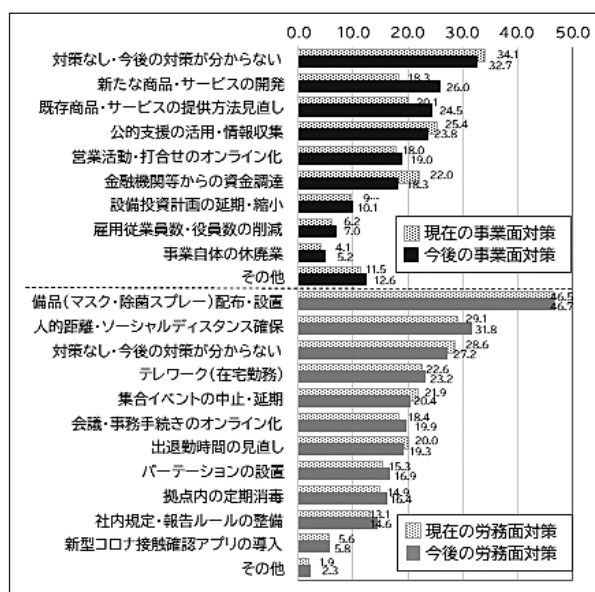
※中小機構「新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査（2020年5月度）」より

<2020年6月度>



※中小機構「新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査（2020年6月度）」より

<2020年7月度>



※中小機構「新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査（2020年7月度）」より

各企業の商品開発、経営改善計画の策定、新規事業の立ち上げや顧客開拓、業態・業種転換等々の場面では、適正な取引、法的リスク回避のための法的な助言が重要であり、リーガルチェック等、弁護士が各士業とも連携して役割を果たすことが要請される。

当会は、中小企業支援機関・団体と意見交換しながら、弁護士に求められる支援の在り方を模索し研鑽を重ねてきたが、今後は、その蓄積をもとに、旧来型の法的助言にとどまらず、ビジネス面での助言を含めた在野法曹としての「経営を向上させるための」支援策についても検討していく必要がある。人々の意識や生活様式が大きく様変わりしている今だからこそ、個々の弁護士もそのような意識改革が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症対策のなかで、テレワークの推進等により、中小企業等における従業員の就労の態様が大きく変わった経緯がある。テレワークのためのクラウドツールの紹介や、労働時間管理のためのオンライン・タイムカードの導入など、新たな就労形態にふみきる際の助言も必要となる。それが市民への支援（中小企業等の従業員の雇用の維持、取引先やその従業員の雇用の維持、ひいては、その方々の生活の維持等）につながるものと確信する。

我々弁護士が、日常的に相談を受けて中小企業等の生の声を聴くなかで、対応が必要と思われる場合には、運用の改善や具体的な施策として提言することが考えられる。このようなことは、在野法曹として、事業者や市民に直接接する立場にある弁護士だからこそ担える役割である。

5 結 語

新型コロナウイルス感染症の影響は全国に及んでいる。

当会は、これまで培ってきた関係機関・団体との連携・交流を基礎として、さらにその協力関係を強化し、新型コロナウイルス感染拡大の状況下での施策・活動にとどまることなく、ウィズコロナからポストコロナへの視点に立って、弁護士が、中小企業等への法的支援を行うこと、そのことが、経営者のみならず、従業員とその家族のかけがえのない生活と、取引先の経営をも守る意義があることを自覚し、期待される役割を果たすことを決意し、ここに宣言するものである。

重要土地等調査法案に反対する会長声明

(2021年(令和3年)6月9日発表)

- 1 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制に関する法律案」(重要土地等調査法案。以下「本法案」といいます。)が、本年6月1日の衆議院本会議で可決され、16日の今国会会期末までに成立する可能性があります。

本法案は、防衛関係施設等の「重要施設」の周辺の土地や建物(以下「土地等」といいます。)が、「重要施設」などの「機能を阻害する行為」の用に供されることを防止すること等を目的に、内閣総理大臣が「重要施設」の周辺概ね1キロメートルの区域や国境の離島等を、「注視区域」や「特別注視区域」(以下『「注視区域」等』)と指定し、「注視区域」等内の土地等の利用状況の調査や、利用中止等の勧告や命令といった規制をすることができる、とするものです。

- 2 しかし、本法案には、以下のとおり、重大な問題があります。

本法案の第一の問題点は、本法案の目的である重要施設等の「機能を阻害する」行為というものが、特に限定されておらず、あまりに広範かつ曖昧で、不明確であることです。

第二の問題点は、調査・規制の対象となる「注視区域」等が、恣意的に拡大しうることです。本法案の「重要施設」には、自衛隊や米軍、海上保安庁のすべての施設のほか、「生活関連施設」が含まれますが、この指定は政令に委ねられています。しかもその要件は曖昧であり、恣意的な解釈による広範な指定がなされるおそれがあります。

第三の問題点は、調査内容や調査対象も、必要以上に拡大しうることです。本法案では、内閣総理大臣が、地方公共団体の長等に対し、注視区域内の土地等の利用者等に関する情報提供をさせることができるとされていますが、調査対象者が土地等の「利用者その他の関係者」と広範である上、提供される情報の範囲も、広く政令に委ねられています。そのため、市民が、自分の知らないうちに、広範な個人情報を提供されてしまう可能性があります。

第四の問題点は、刑事罰をもって、報告や資料の提出を強制していることです。本法案では、内閣総理大臣が、「注視区域」等内にある土地等の「利用者その他の関係者」に、「報告又は資料の提出」を求めることができ、これに応じなかった者には罰金を科すことができるとされています。ところが、求められる「報告又は資料の提出」には特に限定はありません。これでは、プライバシーや思想・良心、表現行為に関わることであっても、市民が、刑事罰の威嚇の下に、広範な情報や資料の提供を強制されるおそれがあります。

第五の問題点は、「注視区域」等内の土地等の利用者の財産権が不当に侵害される危険があることです。「注視区域」等内の土地等の利用者が、自らの土地等を「重要施設」などの「機能を阻害する行為」に供した場合などには、刑事罰の威嚇の下に、その土地等の利用を制限できるとされています。しかし、「機能を阻害する行為」があまりに広範かつ曖昧、不明確であるために、財産権の制約が不当に広がる可能性があります。

以上の問題点から、本法案のもとでは、市民のプライバシー権、思想・良心の自由、表現の自由、財産権等の基本的人権が侵害されるおそれが極めて大きいと言わざるを得ません。

- 3 福岡県にも、多数の防衛関係施設や海上保安庁の施設、また「生活関連施設」となりうる施設が存在しています。本法案が成立すれば、多くの県民の生活にも影響を及ぼす可能性が生じます。

当会は、以上のように基本的人権が侵害されるおそれが極めて大きい本法案に反対し、今国会で

廃案とすることを求めます。

**現在国会で審議されている憲法改正手続法改正案に反対し
改めてその抜本的な改正を求める会長声明**

（2021年（令和3年）6月9日発表）

- 1 本年5月11日、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）の一部を改正する法律案（以下「本改正案」という。）が衆議院本会議で可決されました。現在、参議院で審議がなされています。

憲法改正手続法は2007年（平成19年）5月に成立しましたが、その際に参議院は、「テレビ・ラジオ等の有料広告について公平性・中立性が確保されるべきこと」「最低投票率の規定を設けること」等の18項目にわたる附帯決議をしました。さらに2014年（平成26年）6月の一部改正の際にも、参議院憲法審査会で20項目もの附帯決議がなされ、重大な検討課題が数多く残されていました。

しかしながら、本改正案は、駅や商業施設への共通投票所の設置や期日前投票の弾力化など、2016年の公職選挙法の改正に伴い導入された投票環境向上のための規定を整備するにとどまっております。上記の重大な検討課題に関する改正はなされていません。

かろうじて本改正案の附則に、施行後3年を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとして、「国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限」、「国民投票運動等の資金に係る規制」、「国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策」が項目として挙げられているものの、これでは検討課題の先送りにすぎません。さらに最低投票率等については全く触れられていません。

憲法改正手続法が成立してから、すでに約14年が経過しています。国会が自ら附帯決議で明記した重要課題をさらに先送りするのは、不当であると言わざるを得ません。

- 2 当会においては、2006年（平成18年）12月12日付け「国民投票法案に関する意見書」をはじめ、憲法改正手続法には多くの問題点が含まれていることを、その成立前から繰り返し指摘し、成立当日にも、抜本的な見直しを強く要望する会長声明を発出しました。さらに、2019年（令和元年）5月16日には、「憲法改正手続法における広告放送及び最低投票率に関する意見書」において、①テレビ・ラジオを使用した有料広告の放送について、公平性を確保するために（a）国民投票運動のための有料の広告放送（勧誘CM）に対する国民投票期日前14日間の禁止期間を拡張すること、もしくは広告費用・広告量・時間数などについて一定の枠を設けること、（b）意見表明のための有料の広告放送（意見表明CM）についても勧誘CMと同様の規制を行うこと、②テレビ・ラジオを使用した公費による憲法改正案の広報のための放送について、国民が視聴しやすい時間帯に必要かつ十分な質と量の放送を行う旨の規定を設けること、③国民投票が成立するための最低投票率の規定を新設し、その割合は、全国民の意思が十分反映されたと評価できるものとする、を求めました。

しかしながら、現在まで、当会が求めた改正はなされていません。

とりわけ、有料広告規制や最低投票率については、問題が是正されないまま憲法改正国民投票が行われると、公平性が確保されず、国民への情報提供が公正かつ適切になされず、低投票率により正当性に疑義が生じ、主権者である国民の意思が反映されたいがたい事態が生じるおそれがあるため、早急に抜本的な改正が必要です。

- 3 よって、当会は、これまで指摘されてきた憲法改正手続法の問題点の抜本的解消をしないままの本改正案に反対し、改めて抜本的な改正を求めます。

静岡県内における被災者支援活動に関する会長談話

(2021年（令和3年）7月7日発表)

2021年7月3日、静岡県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し、沼津市の黄瀬川でも増水による家屋流出等の被害が発生しています。

当会は、救出活動により一人でも多くの市民の命が守られることを心より祈念します。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

福岡県では、2017年の九州北部豪雨、2018年7月の豪雨、2019年の7月豪雨、2020年7月の豪雨など、近年、大規模な自然災害が発生しています。自然災害は時と場所を選ばずに発生するものであり、決して他人事ではありません。当会は、自然災害により被災された方への無料法律相談の実施、関係諸機関と連携した事業者向け無料法律相談の実施、自然災害債務整理ガイドラインに基づく債務整理手続きへの登録支援専門家紹介等の支援を行ってきました。

静岡県弁護士会は、災害発生日当日である7月3日に災害対策本部を立ち上げ、「令和3年7月3日に発生した土砂災害に関する会長談話」を発表し、被災された方を全力で支援することを表明されました。

当会は、静岡県弁護士会の対応に敬意を表するとともに、同会による被災された方への支援活動を後方支援するため、義援金を送り、その後は同会の求めに応じて、当会の豪雨災害時の経験に基づき、情報提供等を行うことなどによって、被災者支援に協力していく所存です。

低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させるために 最低賃金の引上げを求める会長声明

(2021年（令和3年）7月7日発表)

新型コロナウイルスの感染拡大により、経営基盤が脆弱な多くの中小事業者が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論が多数を占め、中央最低賃金審議会は、2020年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、各地の審議会も引上げ額を抑制し、福岡県では、前年度比1円の引上げ（842円）にとどまった。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。フランスでは、2021年1月に10.15ユーロ（約1320円）から10.25ユーロ（約1333円）に引き上げられた。ドイツでは、2021年1月に9.50ユーロ（約1235円）へ引き上げられ、さらに同年7月から9.60ユーロ（約1248円）へ、2022年1月に9.82ユーロ（約1277円）へ、同年7月に10.45ユーロ（約1359円）へ引上げとなることが決定された。イギリスでも、2021年4月から25歳以上のフルタイム労働者の最低賃金が8.72ポンド（約1325円）から8.91ポンド（約1354円）に引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げが実現しており、我が国でも2021年度的大幅引上げが必要である。

本来、雇用の維持・確保と労働者の賃金ないし最低賃金の引き上げは、対立関係にあるものではな

い。とはいえ、最低賃金の引き上げが中小事業者の経営状況に与える影響も無視できるものではなく、特に現在の新型コロナ禍においては、中小事業者の倒産、廃業による労働者の失業という事態を生じさせないためにも、国や地方自治体において中小事業者に対する各種支援策をさらに拡充すべきである。

最低賃金引上げに伴う中小事業者への支援策について、「業務改善助成金」制度があるが、利用件数はごく少数であり（福岡県では令和2年度2月末現在で申請40件、交付決定35件に止まる）、効果は非常に限定的である。最低賃金の引上げと円滑な事業運営を両立させる観点からは、例えば、諸外国で採用されている最低賃金の大幅な引き上げの緩和措置として社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を実施するなど、有効かつ十分な複数の支援策を用意すべきである。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことは重大な問題である。2020年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、最も低い7県は時給792円（福岡県は842円）であり、221円（福岡県は171円）の開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて効果がある。

福岡地方最低賃金審議会は、昨年度、中央最低賃金審議会の引上げの目安額が示されない中で最低賃金の引き上げを答申し、さらに、国や県に対し中小事業者支援策の拡充を求めるなど4点の付帯決議を示した。この積極的な姿勢は高評価されるべきであり、本年度も積極的な答申を期待したい。

新型コロナ禍で地域経済が疲弊している今こそ、最低賃金の引上げによって地域経済を活性化することが求められている。そこで、当会は、国及び福岡県に対し、最低賃金の引上げの観点から中小事業者への十分な支援策の実現ないし実施を求めるとともに、福岡地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額のさらなる引上げを図り、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保に資するべく最低賃金を大きく引き上げる答申を行うよう求める。

早期に民法を改正し、選択的夫婦別姓制を導入するよう求める会長声明

（2021年（令和3年）7月7日発表）

2021年6月23日、最高裁判所大法廷（大谷直人裁判長）は、夫婦同姓（夫婦同氏）を強制する民法750条と戸籍法74条1号について、憲法24条に違反するものではないと判断しました。

夫婦同姓を定めた民法規定については、2015年12月16日に「合憲」とする最高裁判決が存在します。今回の大法廷決定は、2015年の判決以降の社会や国民の意識の変化等を認めながらも、同判決を引用したのみで実質的な検討は行わず、夫婦同姓を強制し別姓夫婦に法律婚の効果を認めないことがなぜ許されるのかという本質的な問いには答えませんでした。多数決原理で是正されにくい少数者の権利侵害状況を救済するのがまさに司法の役割であり、最高裁判所がその任務を果たさなかったことは、極めて不当です。

しかしながら、2015年の最高裁判決では、5人の裁判官が、夫婦同姓の強制は憲法24条違反であるとの意見を述べています。今回の大法廷決定でも、4人の裁判官が網羅的な検討を行い、夫婦同姓の強制は憲法24条違反であると述べ、国会が長期間に亘りこの問題を放置してきたことを厳しく批判しています。さらに、いずれの多数意見も、制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべきと、立法府

の取組みを促しています。

もとより氏名は重要な人格権であり（1988年2月16日・最高裁判所判決参照）、改姓は、望んで行う場合は別として、アイデンティティの喪失に加え、個人の識別を阻害し、結果として、変更前の氏名に紐付けられていた当該個人に対する信用や評価が損なわれる等の重大な不利益をもたらします。現行法下では、婚姻によって当事者の一方がこの不利益を被り不平等な状況が生じさせられます。現時点でも婚姻時に改姓する大多数は女性である実情は変わらず、性別による不平等が存在しています。

選択的夫婦別姓制は、1996年に法制審議会によって答申されているにもかかわらず、四半世紀を経ても未だ成立していません。

当会は、これまで、夫婦同姓の強制（民法750条）が憲法第13条、第14条及び第24条に反するものであることを繰り返し指摘し、是正を求めてきました（2010年4月22日会長声明、2015年5月27日総会決議、2015年12月17日会長声明）。

国際的に見ても、民法制定当時（1947年）と異なり、夫婦同姓を強制する法制度を残すのは日本の他にありません。国連女性差別撤廃委員会からは、女性に対する差別を助長する制度として、2003年から2016年までに3度に亘り是正勧告がなされました。これに対し、政府は法改正をする方針であると説明してきましたが、現在までの間、国会に改正法案を提出するには至っていません。

もはや先延ばしは許されません。当会は、あらゆる形態の家族が尊重され、性別による不平等が解消されることを目指して、改めて、民法750条を改正し、望む人だけが改姓し望まない改姓が強制されない選択的夫婦別姓制を導入する立法を速やかに行うよう、強く求めます。

令和3年8月豪雨災害に関する会長談話

（2021年（令和3年）8月16日発表）

本年8月12日から降り続いた記録的な豪雨によって被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

このたびの豪雨災害では、福岡県においても筑後地域を中心に多くの人的物的被害が発生しました。8月16日までに発表された福岡県内の被害状況は、負傷者3名、家屋被害は3396件に及びます。

そこで、福岡県弁護士会では、8月16日に災害対策本部を設置しました。今後、法律の専門家として被災者の皆様の不安を解消すべく、県内18カ所のすべての法律相談センターにおいて豪雨災害関連の法律相談を無料とすること、臨時の無料電話相談や出張相談を実施すること、災害ADRの活動を拡充することなどを検討しています。また、二重ローン等の自然災害に伴う多重債務の問題に対応するため、被災減免ローン制度（自然災害債務整理ガイドライン制度）の相談体制を充実させて対応します。

福岡県弁護士会では、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨において行ってきた被災者支援活動の経験を基礎に、被災者の皆様の平穏な生活が1日も早く回復できるよう、会をあげて支援活動を行なう決意です。

**米国における連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、
日本における死刑制度の廃止に向けて、死刑執行の停止を求める会長声明**

(2021年(令和3年)8月25日発表)

1 当会における「死刑制度の廃止を求める決議」の採択

当会は、2020年(令和2年)9月18日、生命に対する権利が人間の尊厳に由来する固有の権利であり、すべての人権の基盤となる根源的な基本的人権であるとし、政府及び国会に対し、死刑制度の廃止並びにこれが実現するまでの間、死刑の執行を停止することなどを求める「死刑制度の廃止を求める決議」を採択した。

2 米国における死刑執行のモラトリアム通知の公表とその意義

2021年(令和3年)7月1日、米国連邦政府において、司法長官が連邦レベルでの死刑執行のモラトリアム(一時停止)を司法省職員に指示する通知を公表した(以下「モラトリアム通知」という)。

この点につき当会は、モラトリアム通知が米国における連邦レベルでの死刑執行を停止させるだけでなく、死刑廃止の第一歩となるのかを注視していきたい。なぜなら、死刑の執行停止が死刑制度の廃止に至る過程で表明されることが多く、特に米国においては、現大統領が選挙中から連邦レベルでの死刑廃止を公約に掲げていたからである。

また、国際社会における日本と米国両国の立ち位置にも留意すべきである。2019年(令和1年)12月末時点で、国連に加盟する193か国のうち死刑制度の存在しない国(法律上または10年間以上死刑執行をしていない事実上の廃止国)は142か国であり、経済協力開発機構(OECD)加盟国38か国に限ってみると、死刑執行を容認してきたのは日本と米国の連邦及びその一部の州だけになっている。こうした状況下で、日本に先んじてモラトリアム通知が出されたからである。

3 日本における死刑制度の廃止に向けて、死刑執行停止を求める

1989年(平成1年)12月、国連総会において自由権規約第二選択議定書(死刑廃止条約)が採択され、同条約は1991年(平成3年)7月に発効した。そうした中、日本では、同条約の採択直前である1989年(平成1年)11月に福岡拘置支所(現福岡拘置所)で死刑が執行されてから、同条約発効をはさんで1993年(平成5年)3月まで、3年4か月にわたり死刑が執行されない期間があった。ただ、日本では、これまでモラトリアム通知のように、政府として死刑制度に関する明確な政策判断に基づいて死刑執行を停止したことはない。

そこで、当会は、日本が、基本的人権の尊重、特に生命権の不可侵性の価値観を共有できる社会を目指そうとしている国際社会と協調し、国連加盟国の責務を果たせるよう、政府及び国会に対し、死刑制度の廃止に向けた第一歩として、死刑執行の停止を求める。

成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める会長声明

(2021年(令和3年)11月18日発表)

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。

以下、「本法律」という。)の施行日は2022年(令和4年)4月1日とされている。

18歳、19歳の若年者は、就職、進学等で社会との接触が一気に増える時期であるが、友人関係の影響を受けやすく、リスクを十分把握しないままに誘いに応じてしまったり、被害に遭ったときにどう対応すればいいか分からず、解決が遅れ、被害が深刻になってしまったりする事態が生じやすい。この時期こそ、消費者被害に巻き込まれることから防止しなければならない。成年年齢が引き下げられ、若年者に民法上認められていた未成年取消権が失われれば、消費者被害に巻き込まれた場合の救済策が不十分なものになってしまう。

当会では、2018年(平成30年)2月23日、「民法の成年年齢引下げに反対する会長声明」を発出した。この会長声明では、仮に成年年齢の引下げを行うとしても、①事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足につけ込んで締結させた契約を取り消すことができる規定(消費者契約法の改正)と、②知識、経験、財産状況に照らして、当該取引を行うのが適切でない若年者に対する勧誘を禁止するとともに、そのような勧誘が行われた場合にはその契約を取り消すことができる規定(特定商取引法の改正)を設けること、③若年者がクレジット契約をする際の資力要件とその確認方法を厳格化すること(割賦販売法の改正)及び④若年者が貸金業者等から借入れを行う際の資力要件とその確認方法につき厳格化を図ること(貸金業法と主要銀行向けの総合的な監督指針等の改正)が必要であるとしていた。

ところが、本法律制定から3年以上が経過した現時点でも、これらの対応は不十分である。

①の取消権については、消費者庁での検討会で議論されているが、創設の目途はたっていない。②から④についても、改正は具体化されていない。

また、消費者被害の防止のためには消費者教育が重要であるところ、福岡県下の公立高校をみても、外部講師を招いた消費者教育についての予算措置がないなど、取り組みは遅れている。

一方で、大学生などの若年者に対する消費者被害は依然として発生し続けている。SNSやインターネット上の広告を通じて、簡単に稼げる方法があると誘い込む副業詐欺や、本来は受け取れない持続化給付金を受け取る方法を教えるという詐欺、海外の不動産への投資と称してお金を支払わせておきながら、その後、連絡が取れなくなるといった詐欺など、手口は多様化、巧妙化している。

そこで、当会は、国に対し、成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のために、早急に、先に指摘した①から④の改正や、場合によっては成年年齢引下げの施行延期などを含めて、十分な対応措置がとられることを求めるものである。

「新たな訴訟手続」の新設に反対する会長声明

(2021年(令和3年)11月18日発表)

- 1 令和2年6月以降、法制審部会の民事訴訟法(IT化関係)部会(以下「IT化部会」という。)では、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しに関する継続的な調査・審議が行われ、同3年2月には、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」という。)が公表された。その中で、訴訟の審理期間を6か月に制限する「新たな訴訟手続」の新設が提案され、甲案・乙案の2つの具体的な制度案と、いずれの制度も新設しないとする丙案が示された。

中間試案については意見公募手続(パブリックコメント)が実施されており、「新たな訴訟手続」に関しては、甲案・乙案への賛成意見は少数に留まる一方で、いずれの制度も新設しないとする丙

案に賛成する意見が消費者団体、労働団体、各地の弁護士会等から出され、最も多数となった。

ところが、上記結果にもかかわらず、法制審部会事務局は、令和3年10月15日、IT化部会に対して、「新たな訴訟手続」として、修正した新たな制度案（以下「本制度案」という）を提案した。本制度案は、賛成意見が少数に留まった従前の甲案と同じく、手続全体を一つの特則として法定するものであり、現在、審議が行われている状況にある。

しかるに、かかる法制審議会の姿勢は、パブリックコメントの結果を軽視するものであると言わざるを得ず、誠に遺憾である。

- 2 当会は、中間試案に対するパブリックコメントにおいて、「新たな訴訟手続」を新設しないとする丙案に賛成する意見を提出していた。なお、日本弁護士連合会も、立法事実の精査の必要性、制度新設による弊害のおそれ、審理の充実を確保することの重要性等を指摘し、甲案には明確に反対していたところである。

この点、「新たな訴訟手続」が抱える重大かつ根本的な問題点については、既に、パブリックコメントでも各所から様々指摘されているところであり（① 憲法第32条が定める裁判を受ける権利を侵害するおそれ、② 裁判に熟したときに結審して判決を出すこととされている（民事訴訟法第243条）訴訟制度の基本原則に抵触するおそれ、③ 審理や判決が粗雑（ラフジャスティス）になり、誤判のおそれが増す危険性、④ 訴訟の知識・経験のない当事者本人が「新たな訴訟手続」の選択や遂行を見誤り、不当に権利を奪われかねない危険性、⑤ 裁判官が審理期間が制限されている「新たな訴訟手続」の進行を優先させた結果、他の通常事件が後回しにされるなど他の訴訟事件や訴訟制度全体に悪影響を及ぼすおそれ等）、本制度案に関しても、かかる問題点は解消されていない。

また、「新たな訴訟手続」が目指すように、審理期間の予測可能性を高め、審理の迅速化を図ることは、司法が取り組むべき重要な課題であると言えるが、そのためには、裁判官の増員や、情報・証拠の開示収集手続の拡充等も等しく必要となるのであり、単に審理期間だけを制限して迅速化を図ろうとすれば、当事者の主張立証の権利を制限し、拙速な判断を生み出しかねない制度となる。なお、現行法下においても、本制度案と同じく、当事者間の合意形成を基礎として、計画審理の制度（民事訴訟法第147条の3）等を活用することや、福岡地方裁判所（本庁民事部）から現行法の枠内での工夫例として提案され、平成22年11月1日から独自の運用が開始された「迅速トラック」を改めて活用することで、審理期間の予測可能性や迅速化に向けた同様の効果を期待することができ、上記のような様々な問題点を抱えた制度新設の必要性を見出しがたい。

- 3 そもそも、「新たな訴訟手続」は、少額訴訟・手形訴訟・労働審判等とは異なり、対象となる紛争類型や実体法、訴額を制限せず、一般民事訴訟に広く適用することを想定しており（なお、消費者契約関係紛争・個別労働関係紛争については除外することが提案されている。）、このような制度は諸外国にも例を見ないにもかかわらず、法学上の検討・議論も未だ不十分であり、また、立法事実（制度の必要性）に関しても、企業の立場から要望が強いとの説明に留まっている。しかし、上記のパブリックコメントの結果に鑑みれば、少なくとも、利用者である国民一般から制度新設が求められている状況であるとは言いがたく、福岡地方裁判所（本庁民事部）において「迅速トラック」の活用が非常に低迷していることもこれを裏付けていると言える。上記で指摘した様々な問題点をも踏まえれば、十分な議論・調査も行わないまま、国の訴訟制度という重要な制度の新設を拙速に決めるべきでないことは明らかである。

以上の理由から、当会は、引き続き、「新たな訴訟手続」の新設及び本制度案に反対する。

岡口基一裁判官を罷免しない判決の宣告を求める会長声明

(2021年（令和3年）12月8日発表)

1 岡口裁判官に対する弾劾裁判所への訴追について

裁判官訴追委員会は、本年6月16日、岡口基一裁判官（仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事、以下「岡口裁判官」といいます。）について、その罷免を求め、弾劾裁判所に訴追しました。

岡口裁判官の罷免事由とされているのは、SNS上での投稿や取材コメント等の表現行為について、「裁判官弾劾法第2条第2号に規定する裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときに該当する。」というものです。

岡口裁判官は、現在、弾劾裁判所により、その職務執行の停止がなされています。

2 裁判官の独立と身分保障について

司法権は、立法権、行政権と並ぶ三権の一つで、裁判所がこれを担うこととされており、立法権や行政権を含むいかなる外部からの圧力や干渉も受けない、独立した存在とされています。

そして、裁判が公正に行われ、人権の保障が確保されるためには、裁判を担当する個々の裁判官が、独立して職権を行使できなければなりません。

それゆえ、憲法は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法76条3項）として、裁判官の職権行使の独立を明記し、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない」（憲法78条前段）として、裁判官の身分を保障しています。

3 弾劾裁判による罷免の限界について

上記のとおり、人権の保障が確保されるためには、裁判官の独立と身分保障は欠かせませんが、他方で、裁判官は、司法権という国家権力を行使する者であり、その権限行使に対し、一定の民主的規制を及ぼす必要があります。

そこで、日本では、裁判官の身分保障の例外として、国会議員で構成された弾劾裁判所において、裁判官を罷免することができる裁判官弾劾制度が採用されました。

弾劾裁判所の構成員である国会議員は、国民から選挙により選出されたとはいえ、立法権の担い手であり、立法権による裁判官の独立の侵害の危険性を孕みます。また、弾劾裁判により罷免された裁判官は、裁判官としての身分を失うだけではなく（裁判所法46条2号）、法曹資格それ自体をも失ってしまいます（検察庁法20条2号、弁護士法7条2号）。そのため、弾劾裁判により裁判官を罷免できるのは、「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき」、「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」に限定され（裁判官弾劾法2条）、きわめて厳格に解釈されています。

過去に罷免判決が宣告された例は7件ありますが、いずれも、職務を放置し、職務上の義務に著しく違反したことが明らかな事案や、収賄や公務員職権濫用、児童買春、ストーカー行為、盗撮等の犯罪を行い、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったことが明らかな事案に限られています。

4 岡口裁判官に対する罷免について

確かに、岡口裁判官の表現行為は、訴追委員会の主張するとおり、「刑事事件の被害者遺族の感情を傷つけるとともに侮辱し」、「私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すとともに、当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめたものである」等とも評価し得るものであり、岡口裁判官は、一連の行為について、真摯に向き合う必要があります。

しかし、岡口裁判官の一連の行為は、裁判官という公的な立場で行った表現行為ではなく、職務外の私的な表現行為にとどまり、次に述べるとおり、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」に該当するとは認められません。

私的な表現行為自体を理由とする裁判官の罷免が認められた場合、一般の裁判官に対し、その表現行為を萎縮させ、著しく制約する結果が生じかねません。

また、このような理由で罷免が認められてしまうと、裁判官が罷免をおそれ、萎縮し、司法権の独立及び裁判官の独立が害されることも危惧されます。

そこで、裁判官の私的な表現行為が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」に該当するのは、その表現行為が、犯罪行為に匹敵し、当該裁判官の法曹資格を失わせなければ、国民の裁判官に対する信頼が回復しないほどの悪質なものである場合に限ると考えるべきです。

将来、岡口裁判官が、裁判官の10年の任期（憲法80条1項）を終えた際、再任されず、裁判官としての身分を失うことはあり得るにせよ、それを超え、岡口裁判官を罷免してしまうと、行為と処分との均衡を著しく失することとなります。

岡口裁判官の表現行為は、犯罪行為に匹敵し、岡口裁判官の法曹資格を失わせなければ、国民の裁判官に対する信頼が回復しないほどの悪質なものではなく、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」に該当するとは認められません。

5 むすび

裁判所は、社会的少数派の人権を擁護する最後の砦です。

そのような裁判所を構成する裁判官の身分保障と独立を守ることは、極めて重要です。

よって、当会は、弾劾裁判所に対し、岡口裁判官に対する訴追について、冷静かつ慎重に審理し、罷免しない判決を宣告するよう求めます。

死刑執行に抗議する会長声明

（2021年（令和3年）12月21日発表）

本日、国内において3名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

日本における死刑執行は、今世紀に入ってから、2011年を除いて毎年行われていたが2019年12月から今回の死刑執行まで2年間なされていなかった。今回の執行により、今世紀において合計94人もの死刑確定者が、国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

たしかに、突然に不条理な犯罪の被害にあい、大切な人を奪われた状況において、被害者の遺族が厳罰を望むことはごく自然な心情である。しかも、日本においては、犯罪被害者及び被害者遺族に対する精神的・経済的・社会的支援がまだまだ不十分であり、十分な支援を行うことは社会全体の責務

である。

しかし、そもそも、死刑は、生命を剥奪するという重大かつ深刻な人権侵害行為であること、誤判・えん罪により死刑を執行した場合には取り返しがつかないことなど様々な問題を内包している。

人権意識の国際的高まりとともに、世界で死刑を廃止または停止する国はこの数十年の間に飛躍的に増加し、法律上及び事実上の死刑廃止国は、2019年12月31日時点で、国連加盟国193か国のうち142か国にのぼる。2018年12月17日には、国連総会本会議において、史上最多の支持（121か国）を得て死刑廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議案が可決され、本年7月1日には、米国連邦政府において、司法長官が連邦レベルでの死刑執行の一時停止を司法省職員に指示する通知を公表した。このように死刑廃止は世界的な潮流という状況にある。

当会においても、1996年以降、死刑執行に対しこれに抗議する会長声明を発出してきたほか、2020年9月18日に死刑制度の廃止を求める決議を採択し、本年8月25日には「米国における連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、日本における死刑制度の廃止に向けて、死刑執行の停止を求める会長声明」を発出している。

そこで、当会は、今回の死刑執行について強く抗議の意思を表明するとともに、日本が、基本的人権の尊重、特に生命権の不可侵性の価値観を共有できる社会を目指そうとしている国際社会と協調し、国連加盟国の責務を果たせるよう、あらためて死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に厳しく抗議します（会長談話）

（2022年（令和4年）3月2日発表）

本年2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始しました。子どもたちを含む市民の犠牲者が増え続けていると報道されています。

国連憲章は、前文で「戦争の惨害から将来の世代を救い」「国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ」「武力を用いない」努力をするとし、2条で「すべての加盟国は」「武力による威嚇又は武力の行使を」「慎まなければならない。」としています。このたびのロシア連邦の軍事侵攻は、国連憲章に明確に違反しており、市民の命と暮らしを破壊するものであって、断じて許されません。また、ロシア連邦のプーチン大統領が核兵器の使用の可能性に言及し恫喝するにいたっては、言語道断というほかありません。当会はロシア連邦に対し、厳重に抗議します。

日本国憲法はその前文で、平和的生存権をうたい、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」としています。この憲法に基づいて存立し、戦争による唯一の被爆国でもある日本の政府に対し、ウクライナにおける平和の回復に向けた積極的な外交努力を強く求めます。

福岡県内にも、80名のウクライナ人と200名超のロシア連邦人が生活しているとのことです。共に暮らす彼らの祖国の平和を願い、基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命とする弁護士として、私たちはロシア連邦軍のウクライナからの撤退と平和な社会秩序の一刻も早い回復を願います。

**旧優生保護法訴訟において国の賠償責任を認めた大阪高裁及び東京高裁違憲判決を踏まえて、
被害者の全面救済を求める会長声明**

(2022年（令和4年）3月16日発表)

本年2月22日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法違憲国家賠償請求大阪訴訟について、続いて、本年3月11日、東京高等裁判所も、同東京訴訟について、いずれも一審の原告敗訴判決を変更し、請求を一部認容するという画期的な判決（以下「大阪高裁判決」、「東京高裁判決」という。）を言い渡した。

両判決とも、旧優生保護法の違憲性を明確に認め、大阪高裁判決はそのような憲法違反の法律を立法した国会議員の責任を肯定し、東京高裁判決は同法に基づいて違憲・違法な優生手術を実施せしめた厚生大臣の責任を肯定したという相違はあるものの、いずれも国の国家賠償責任を認めた。その上で、これまで一審判決が除斥期間をもって原告の請求を斥けたのに対して、そのようなことは正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用を制限することとしたものである。

これまで各地の同種訴訟では旧優生保護法の明確な違憲性が肯定されながらも、除斥期間が高い壁となって、請求棄却判決が相次いでいただけに、大阪高裁判決及び東京高裁判決がこの壁を乗り越えて、被害者の願いに寄り添う判決をしたことについては、高く評価できる。

とりわけ、東京高裁判決は、憲法違反の法律に基づく施策によって生じた被害の救済を、憲法の下位規範である民法724条後段を無条件に適用することによって拒絶することは慎重であるべきで、憲法17条により保障された国家賠償請求権を実質的に損なうことがないよう留意しなければならないことにも言及している。除斥期間の適用に関して、このような憲法に立脚した法論理が語られたことは画期的である。

そこで、当会は、国に対し、旧優生保護法に基づく過酷な被害をもたらしたことを真摯に反省し、大阪高裁判決に対する上告受理の申立てを取り下げるとともに、東京高裁判決に対する上告又は上告受理の申立てを断念し、両判決を速やかに確定させた上で、旧優生保護法の問題の全面解決に向けて、両判決が示した法的な賠償責任を前提に、被害を償うに足りる十分な賠償・補償はもちろんのこと、責任の明確化と謝罪及び真相究明・恒久対策について早急に検討し、一人でも多くの被害者に被害回復の途が開かれるよう積極的な対応を行うよう求める。

当会としては、今後も、旧優生保護法の問題について、あまねく被害回復がなされるよう必要な提言を適時行っていくとともに、旧優生保護法により侵害された尊厳の回復を含む真の被害回復の実現に向けて、真摯に取り組んでいく所存である。

【勧告書・警告書】

● 福岡刑務所に対する勧告（懲罰情報告知事件）（2021年10月29日執行）

（1）事案

福岡刑務所に収容されていたAは、収容中に閉居10日の懲罰を受けていた者であります。福岡刑務所の幹部職員は、Aの日課表等の作成に関与する受刑者に対して、Aが閉居10日の懲罰を受けている事実を告げた上で、日課表（就業者ごとの就業状況を記録し作業報奨金を計算するための文書）の作業時間欄に「懲罰」の記載をさせました。

（2）問題点

刑務所職員が、日課表等の作成に関与する被収容者に対し、特定の被収容者が懲罰に付されている事実を告げることが、当該被収容者のプライバシーを違法に侵害するものといえるか。

（3）判断

① 「懲罰」を受けたことに関する情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条4号の不開示情報に該当するものとして取り扱われることがあり得る秘密性の高いものです。国際連合決議である被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）においても、「懲罰」に関する情報の機密性は保持されなければならないとされており、「懲罰」を刑事施設内で公表することまで予定されているものではありません。そして、「懲罰」の対象となる行為の中には、一般社会において刑事罰の対象となるような行為が含まれており、懲罰を科する手続きは、刑事手続に類似した厳格な手続きが定められています。「懲罰」を受けたという情報は、消極的な評価をもたらしかねない点で人の名誉又は信用に直結する情報であり、人の社会的評価を低下させるものといえ、また通常「懲罰」を受けたという情報をみだりに他の被収容者に知られることを欲しないであろうと認められます。Aは「懲罰」を受けたことに関する情報をみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有しており、かかる利益は重要といえます。

② 「懲罰」を受けたことに関する情報を他の被収容者に告げる必要性については、福岡刑務所が根拠として示した通達等を通覧しても、「懲罰」の情報自体が、経理作業に就く受刑者に使用を認める被収容者の個人情報として挙げられていないこと、日課表の記載上も「懲罰」の執行により当該被収容者が就業していないのであればその就業時間が零であることが確認できる記載又は就業時間を記載しないことで充分といえることから、認め難いといわざるを得ません。

③ そうすると、対象の行為は、当該懲罰を受ける被収容者が有する「懲罰」を受けたことに関する情報をみだりに公開されないという法的権利を侵害するものであり、Aはかかる権利を侵害されたといえます。刑務所は、他の被収容者が「懲罰」を受けたことに関する情報を漫然と計算係等の被収容者に対して使用させていると評価せざるを得ず、かかる状況は看過しがたいところがあり、適正な処遇を実現する観点から、刑務作業として計算係を命ぜられた被収容者である受刑者に対して、他の被収容者が「懲罰」に付された事実を告げないようにすること勧告しました。

● 福岡拘置所に対する警告（監視カメラ付き居室収容事件）（2021年10月26日執行）

（1）事案

申立人は、死刑確定者として福岡拘置所に収容されているところ、監視カメラの付いた居室に収容され、約8年間、24時間体制でカメラ監視を受けているという事案です。なお、福岡拘置所

は、申立人が不正に柵を製作したこと、保管している私物が限度量を超えたことの2点をカメラ監視の理由としています。

(2) 問題点

監視カメラの付いた居室に収容して申立人を24時間体制で監視し続けていることが、人権侵害にあたるか。

(3) 判断

監視カメラを用いて24時間体制で監視をすることは、被収容者とはいえ、プライバシー権や人格権への制約を伴うものです。死刑確定者であることは、監視の必要性を検討する考慮要素ではあるものの、そのことのみを理由として監視が必要であるとはいえません。自殺・自傷の防止といった必要不可欠な目的が求められます。また、収容開始当初は監視する必要があった場合でも、継続の必要性は慎重に判断すべきです。本件では、申立人を監視カメラの付いた居室へ収容した当初から、仮に福岡拘置所が説明するような事実があったとしても、自殺・自傷のおそれとは何らの関連もなく、監視カメラの付いた居室で動静観察をする必要性はありませんでした。それにもかかわらず、その後も8年以上にわたって監視カメラの付いた居室での24時間体制の監視を継続しており、著しい人権侵害といえます。

以上から、福岡拘置所に対し、申立人を監視カメラの付いた居室に収容することを中止すること、監視カメラの付いた居室への収容を行う場合はその開始及び継続の必要性を慎重に判断することを求め、警告しました。

● 福岡拘置所小倉拘置支所に対する勧告（監視カメラ付き居室収容事件）（2021年10月26日執行）

(1) 事案

申立人は、被告人として福岡拘置所小倉拘置支所に収容されていたところ、ノートに遺書と題する家族に宛てた文章を記載したことから、自死のおそれがあるとして、監視カメラの付いた居室に収容され、以後1年3か月以上、24時間体制でカメラ監視を受けたという事案です。

(2) 問題点

監視カメラの付いた居室に収容して申立人を24時間体制で監視し続けたことが、人権侵害にあたるか。

(3) 判断

監視カメラによって室内を終日監視し、容貌や行動を監視・記録することは、プライバシー権、人格権への極めて重大な侵害にあたるため、その目的が必要不可欠であり、かつ、手段が必要最小限度である場合に限り許されます。また、カメラ付き居室への当初の収容開始が許される場合であっても、保護室への収容につき期間制限を定めた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第79条3項、4項の趣旨に鑑み、その収容継続の必要性については慎重に検討すべきであり、収容継続の必要性がなくなった場合には速やかに収容を中止しなければなりません。本件では、申立人が、自死の意思がないことを複数回にわたって訴えたものの、専門的知見を有する職員（医師等）による申立人に対する事情聴取や意思確認を行うことなく、漫然と1年3か月以上にわたって監視カメラ付き居室での収容を継続しており、申立人のプライバシー権、人格権を不当に侵害するものといえます。

以上から、福岡拘置所小倉拘置支所に対し、監視カメラ付き居室への収容の開始及びその継続の可否を判断する際には、被収容者のプライバシー権、人格権に配慮した内規・基準等を設け

(専門的知見を有する職員(医師等)による被収容者に対する事情聴取や意思確認を行うこと)、慎重にその収容の開始及びその継続の要否を判断するよう勧告しました。

● 福岡県警察本部、福岡県南警察署及び警察庁に対する勧告(DNA型記録等抹消請求事件)
(2021年8月3日執行)

(1) 事案

申立人は、放置自転車に乗っていたところを警察官に職務質問され、後日、その件で呼出しを受けて福岡県南警察署に出頭しました。その際、警察官から、何の説明もなく容貌等の写真を撮影され、指紋を採取され、口腔内の細胞からDNAを採取されました。

申立人は、その約2か月後に福岡県警察本部、約3年後には福岡県南警察署をそれぞれ訪れ、いずれも写真、指紋及びDNAの抹消を求めましたが、警察官から拒否されました。

(2) 問題点

- ① 警察官が、申立人の承諾なく、写真、指紋及びDNAを採取することは、人権侵害にあたるか。
- ② 申立人が、本件の事実関係の下、写真、指紋及びDNAの抹消を求めた際、警察官がこれを拒否したことは、人権侵害にあたるか。

(3) 判断

- ① 写真、指紋及びDNAをみだりに取得されない自由は、個人の私生活上の自由として、憲法13条の趣旨から認められる人権です。逮捕・勾留されていない個人の写真を撮影し、指紋を採取するには、個人の承諾が必要です。また、DNAの採取については、逮捕・勾留されているか否かにかかわらず、原則として令状に基づいて行うべきです。警察官が個人のDNAを採取した場合、国家公安委員会規則に従ってデータベース化されています。現在の運用では、個人が死亡するか、99歳を超えるまではデータベースからDNA型記録が抹消されないことになっています。このように、ひとたび取得されれば、ほぼ一生にわたり、捜査機関によって保管・利用される取扱いとなる以上、採取の際に、その意味や利用方法を十分説明した上で承諾を求めるなどの慎重な配慮が必要です。とりわけDNAの採取については、書面による承諾を求めるべきといえます。以上のような事前の説明や書面による承諾なく写真、指紋及びDNAを採取した本件は、申立人の人権を侵害するものといえます。
- ② 採取行為が人権侵害である以上、その抹消を拒否することも当然に人権侵害といえます。のみならず、保管の必要性がないのにその後も長期間にわたって写真、指紋及びDNAを保存・保管することは、自己情報コントロール権とも言うべき人権の新たな侵害とも評価できます。本件のように軽微な事案で、具体的な犯罪捜査のために保管を継続する事情がないにもかかわらずその抹消を拒否することは、申立人の人権を侵害するものです。
- ③ 以上から、関係各所に対し、適切な対応をとるよう勧告しました。

相談窓口・問合先のご案内

法律相談センター（多重債務・労働・交通事故・DV問題は無料）

● 福岡地区	天神弁護士センター	六本松法律相談センター	二日市法律相談センター
	いとしま法律相談センター	古賀法律相談センター	
● 北九州地区	北九州法律相談センター	折尾法律相談センター	行橋法律相談センター
	豊前法律相談センター	魚町法律相談センター	
● 筑後地区	久留米法律相談センター	八女法律相談センター	
	柳川法律相談センター	大牟田法律相談センター	
● 筑豊地区	飯塚法律相談センター	直方法律相談センター	田川法律相談センター

ナビダイヤル（0570）783-552

子どもの人権110番（子どもの人権に関する無料の電話相談：いじめ、体罰その他）

● 天神弁護士センター	毎週土曜日 午後0時30分～午後3時30分	(092) 752-1331
-------------	-----------------------	----------------

高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

○ 無料電話相談	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時【受付時間】（福岡）（092）724-7709 毎週木曜日 午後1時～午後4時（筑後）（0942）46-2667	
● 福岡（天神弁護士センター内）		（092）724-7709（FAX 兼）
● 筑後（久留米法律相談センター内）		（0942）30-0144

精神保健当番弁護士

● 福岡・筑豊地区	平日 午前9時～午後5時	(092) 741-3208
● 北九州地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(093) 561-0360
● 筑後地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(0942) 32-2638

犯罪被害者支援センター（犯罪被害に関する無料の電話相談）

毎週月～金曜日 午後4時～午後7時	(092) 738-8363
-------------------	----------------

生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

● 福岡地区	平日 午前9時～午後7時 土・日・祝 午前9時～午後1時	(092) 741-3208
● 北九州地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(093) 561-0360
● 筑後地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(0942) 30-0144
● 筑豊地区	平日 午前9時～午後5時（午前11時50分～午後0時50分を除く）	(0948) 28-7555

外国人法律相談センター

※ 弁護士が通訳とともに相談に応じます。第2金曜日は中国語と韓国語、第4金曜日は英語と中国語の通訳が待機します。
毎月第2・第4金曜日 午後1時～午後4時 (092) 737-7555

自死遺族法律相談

● 福岡地区 毎月第1水曜日13時～16時	(092) 738-0073
-----------------------	----------------

行政ホットライン

○ 無料電話相談（不定期。詳しくはホームページを）	(092) 724-2644
○ 無料面談相談受付（不定期。詳しくはホームページを）	(092) 741-6416

中小企業法律支援センター（ひまわりほっとダイヤル）

※ 相談者の地域に応じて福岡・北九州・筑後・筑豊の各地区の弁護士が対応します。
土日祝を除く 午前10時～午後4時（正午から午後1時を除く） (0570) 001-240

当番弁護士・当番付添人

※ 弁護士会の業務時間外は留守番電話となり、後ほど、接見要請の措置をとります。	
● 福岡地区（福岡地方裁判所本庁管轄区域内）	(092) 733-0333
● 北九州地区（同小倉・行橋支部管轄区域内）	(093) 583-3800
● 筑後地区（同久留米・柳川・八女・大牟田支部管轄区域内）	(0942) 32-2719
● 筑豊地区（同飯塚・直方・田川支部管轄区域内）	(0948) 28-7555

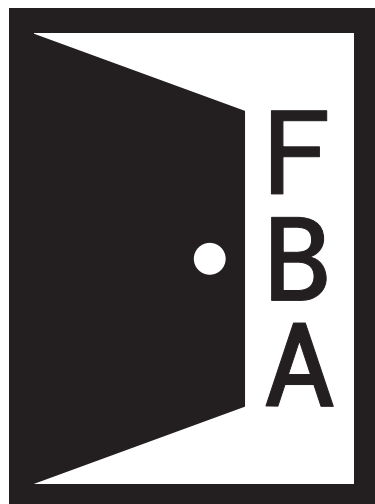
法教育センター

※ 弁護士をゲストティーチャーとして派遣します。詳しくはホームページを。 (092) 741-6416



福岡県弁護士会
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号
電話 (092) 741-6416 FAX (092) 715-3207
URL <https://www.fben.jp>



**FUKUOKA BAR
ASSOCIATION**

福岡県弁護士会の人権擁護活動2021

2022年3月31日発行

編集・発行 福岡県弁護士会

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号

TEL 092-741-6416

<https://www.fben.jp/>